

(第二部)

第九十六回
參議院地方行政委員

卷之三

午前十時三十一分開會

委員の異動

辞任

二二二

補欠選任

江藤 智君
宮澤 弘君
高木 正明君
大河原太一郎君

出席者は左のとおり

理
事

委員

岩上	大河原太一郎君
加藤	武德君
金井	元彦君
後藤	正夫君
斎藤	十朗君
高木	正明君
福田	宏一君
宮澤	弘君
小山	一平君
佐藤	三吾君
山田	讓君
和泉	照雄君
大川	清幸君
神谷信之助君	

上條
勝久君

國務大臣	自 治 大 臣	世 耕 政 隆 君
政府委員	自 治 政 務 次 官	谷 洋 一 君
事務局側	自 治 大 臣 官 房 審 議 官	小 林 悅 夫 君
大 藏 省 主 計 局 主	自 治 省 行 政 局 長	矢 野 浩 一 郎 君
常 任 委 員 會 專 門	自 治 省 財 政 局 長	砂 子 田 隆 君
事 務 部 長	自 治 省 稅 務 局 長	大 鳴 孝 君
消 防 府 長 官	土 屋 佳 照 君	石 見 関 根 則 之 君
高 池 忠 和 君	隆 三 君	

美濃部亮吉著

官消防厅技術監理 渡辺彰夫君

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(上條勝久君)　ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

昨十七日、大河原太一郎君が委員を辞任され、その補欠として福田宏一君が選任されました。また、本日、江藤智君が委員を辞任され、その補欠として吉澤弘君が選任されました。

○委員長（上條勝久君） 地方交付税法等の一部

を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山田謙君 最初に、この法案そのものについてお尋ねをしたいと思います。

十九億六千八百万円増額するということになつて、総額を確保するために特別会計の借入金を四百三

おりまして、そして、その借入金の償還額のうち、百五十四億八千八百万円は十分の十に相当する額、残余の預りてはその二分の一に相当する

額を後年度において負担するというふうなことになつておりますけれども、どうして二分の一しか

國がめんどうを見ないのか、こういうことについてますお尋ねしてみたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君)　ただいまお尋ねのございましたような状況になつておるわけでございま

ますか、いわゆる政策減税分につきましては国の方針に基づく特別の措置であるということにかんがみまして、五十二、五十三年度の戻し減税の場合と同じように、全額国が負担をするということにしたわけでございます。しかしながら、自然減収分に対応する交付税特別会計借入分につきましては、その負担関係は諸般の状況を考慮して決定すべきものであると考えております。今回、御承知のように昭和五十三年度の制度改正によりまして、財源不足に係る借入金についての国的一分の一負担のルールというものがすでにできておりますという事情もございまして、また、現下の国の財政が御承知のようにきわめて厳しい状況にあるということをございまして、そういうことを勘案してその二分の一を地方が負担するということにしたのでございまして、全般的に見てやむを得ない措置であるというふうに考えておるわけでございます。

○山田謙君 従来からやっていることのようになりますから、それなりに意味はあると思うんですけれども、とりわけことのような場合は、国の財政の見通しといいますか、そういう問題でかなり食い違っている。いわば国の失政といいますか、そういう問題もかなり原因しているんじゃないかなというふうに思います。

そう思いますと、これをむしろ全額国が負担においてやるべきじゃないか、国の責任じゃないかというふうに考えられるわけでありますけれども、自治省としては、その辺について国に相当の——国といいますか、自治省の立場からそういう意味での主張をなさっているかどうかという点についてお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(土屋佳照君) 申し上げるまでもないことでございますが、国税三税のいわゆる自然減収というのは、経済情勢の変化等によって生じ

たものでございまして、これに伴う地方交付税の減額分をどのように措置するかということにつき

ましては諸般の状況を総合的に勘案して判断をすべきものだと考えております。

当初決定されました総額は私どもとしてはどうしても確保する必要があるということで、交付税特別会計借り入れによりまして措置するということにしたわけでございますが、その最終的な負担關係につきましては、繰り返しになるわけでござりますけれども、五十三年度の制度改正によって

国の二分の一負担のルールというものがすでに設けられて、そういう適用も今日まであるということと、国の財政が大変厳しい状況にある、そういうことを勘案して、二分の一は地方で負担をする

そういうことにしたわけでございまして、たとえ申しますならば、当初からそういうった財源不足三税が少なかつたという前提に立つなら、それだけ財源不足の額も多かつたわけでありましょうし、そのときに補てんをどうするかということが議論されたとすれば、結果的には借り入れでやつたと思いますし、そういった場合でも当初から二分の一負担というルールで来ております。

もとしても検討はしたわけでござりますけれども、経済情勢の変化によつて税収の見込みはある程度ずれのあることもこれは予想されるわけでございまして、今回、いろいろな状況を見て二分の一負担ということはやむを得ないだろうというふうに判断をしたわけでございます。

○山田謙君 従来からのルールもあるようでありますから、これについてこれ以上申し上げませんけれども、特に今年度のような場合はかなり政府の責任が重いというふうに私は考えるわけで、そうなった場合には、いつもルールだからというのを簡単に「一分の一」ということで満足されずに、やはりそこら辺を十分主張していくたまいで地方財政のためになるようにひとつがんばっていただきたい、こういうふうに思います。

その次にお伺いしたいのは、五十六年度の地方

税の収入の見通しはいまどうなっているか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(関根則之君) 地方税の収入状況でございますが、十二月末の都道府県の収入状況は、報告が集計されておりますので、それによつて眺めてみると、法人関係税におきまして伸び悩みが見られております。私ども大変配慮をしているところでございますが、反面、自動車関係税等におきまして計画の期待伸び率を上回った収実績が上がつておるというようなこともございま

すので、地方税全体といいたしましては、当初計画通りをほぼ達成できるのではないかというふうに期待をしながら推移を慎重に見守つておるというのが現状でございます。

○山田 譲君 法人関係税が伸び悩んでいるといふお話をしたけれども、大体数字にしてどのくらいの見当になつてゐるんですか。

どの伸び率での計画を下回るという状況になつておるわけです。ただ、これを金額にすぐには換算して云々というのは非常に手続的にもんどうでござりますし、必ずしも一律的な正確な数字を出すということができませんので、私どもそういうことを公式的に幾ら幾らという数字で申し上げることは御遠慮させていただいておる状況でござります。

○山田謙君 この一七・八%に対しで四・六%かいつてないということは、もうこれはかな落ち込みがひどいと思うんですけれども、この理由はどこにあるというふうに考えておられま
か。

○政府委員 関根則之君) これは、国税、地方を通じての全般的な問題だと思いますけれども、やはり基本的には景気の回復が当初期待をいた

ていたほど順調な回復過程をたどっていないと
うことだと思います。それからもう一つ、一方

おいて名目経済成長率が落ち込んでおり、これほどの景気の回復のおくれといふもの。別な意味で申し上げてることになるのかもしれませんが、名目経済成長率が七・五%に下方修正さておるというような状況があると思います。そはまだどうしてそうなったのかということになると、経済活動が停滞をしておったということとともに、物価の上昇率が期待よりもさらに

○山田譲君 いろんな考え方ができると思うけれども、物語が予想以上に安定したといふことがその原因となつておるというふうに考えています。

○政府委員(関根則之君)　國税の場合と違いま
ども、物価の安定のために法人関係税が下が
いるという考え方はちょっと私どもはとれない
ですね。だから、何か税が取れないのは物価の
いのような考え方されたんじや困る。やっぱり
一般的に経済活動が非常に衰えている、思うよう
進んでいない、こういうことの結果だと思うん
ですが、これが今後の見通しとしてはどうなりま
か。見通しはありますか。

て地方税の場合には、特に法人関係につきましては、一月末の決算法人だけが五十六年度の税として入ってくる。国税の場合には、二月、三月決算法人につきましても今年度分の税収として入るわけです。その部分のウエートが非常に国の場合にはまだ相当高いのですから、三月期算法人で相當大きな上向きを示す場合にはそこ回復の余力が相当あるということが言えると思

省の方にお伺いしたいんですが、法人税の収入、これの見通しはどんなふうになつていてるかお聞かせください。

○説明員(真鍋光広君) 法人税収の動向につきましては、これまで判明しております十二月末税収の段階で見ますと、累計の前年比はほぼ前年並みということにとどまっております。したがいまして、進捗割合も前年に比べまして六・六ポイント下回つておるというふうな状況になつております。これはどういうことが起つたかといいますと、主として税金を支払つて、これが二年

と、先ほど税務局長から御説明のございました事実、このようなことでありますかと思つております。しかしながら、国税につきましては、先ほどお話をありましたように、二月、三月に納稅義務が確

定するというふうなもの、納稅義務が成立するといつものも、五月末までに入るのは税収として当年度に入ってまいりますので、そういういた事情がございます。

要因でござりますけれども、五十五年度三月期決算法人の延納割合が通例に比べて非常に低かつたこと、というふうなこともございまして、これが当年度の税収を減少させておる、したがいましてこのように実際の伸びを低めておるというふうな特殊な要因もございます。一概にこれまでの実績だけをもって当年度の法人税収を断ずるというわけにはいかないと思っております。

そこで、今後の見通しがござりますけれども、鉱工業生産の最近の推移を見てみますと、四一二は非常に低かったのでござりますけれども、七一九以降次第に回復、上昇傾向にあるということになります。また、先ほど申し上げましたように銀の短観等を見ましても、下期の経常利益は非常に強く回復するというふうな見通しもござります。また、九月、十月決算の大法人——九月だと

十一月、十月決算だと十二月の税収になつておるわけでございますが、この大法人の決算状況が非常によろしくございまして、九月決算法人については二三%の増であり、十月期については二八・四%の増というふうなことで、まあ企業収益全体も回復の兆しが見られるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

そういったことでございまして、全体としての法人税収につきましてはおおむね期待できるのじやないかというふうに考えておるわけでございます。

○山田謙君 かなり楽観的な見方をされているようでありますけれども、それはそれとしまして、先ほど税務局長のお話にもありました、昨年の暮れに当初経済見通しを政府の方につくつたものを自分から下方修正をされている、これが昨年の十二月に閣議了解になつておるというふうなことでありますけれども、当然経済見通しを下方修正した場合は、それに伴つて鉱工業生産なんかの活動も低下していくことが考えられるし、それが普通だと思うんですけれども、それにもかかわらず税の方は見通しとおりにいくというふうに考えられるとして、これは何か政府がみずから経済見通しを下方修正されたのと整合性がそこにないのじやないかというふうに考えざるを得ないでありますけれども、その辺はどうでしょうか。

○説明員(眞鍋光広君) 御指摘のとおり、五十六年度の経済見通し、改定見通しでは、鉱工業生産は五・三%から四・三%の伸びということで下方に修正されておるわけでございます。それで、私どもの法人税収の見積もりは、鉱工業生産の伸びと物価の相乗で大きなところは決まつてくるといふうに考えて、年度当初の見通しといつたものは主としてそういうところに重点を置いて見ておるわけです。そこで、年度が進みまして実績が次第に出てくる、それから企業の業況も次第にわかってくるということになりますと、私どもとしましては、それ聞き取り調査であるとか、

あるいはいろんな民間経済調査等々にもよくよく留意しまして、肌身で、収益が一体どうなる、税収がどうなるだろうかと、ということを勘案しながら、個々に積み上げてやつていくというようなことをやつておるわけでございます。

したがいまして、鉱工業生産が見通しが変わる、下方に修正されるということが直に当年度の法人税収の数字に直結するというものではございません。先ほども申しましたように、鉱工業生産の伸びも、各月ごとの足取りを見てみると、四一六を底といたしましてその後次第に上昇傾向にある

ということございまして、私どもの聞き取り調査等を積み上げていきますと、大体当初見通しの法人税収が期待できるのじやないかというふうに考えております。

○山田謙君 まあ見通しの問題でありますから、いまここでそつてあるとかそうでないとか言つても水かけ論みたいなつてしまつますが、生産活動が一般的に、常識的に考えてみて、生産活動が下がれば当然それに伴つて法人税も、それはそのままに一%下がるかどうかは別としまして、下がるであろうということが予想される。これはもう普通の常識の考え方じゃないかと思うんですけども、いろいろおっしゃったのを聞いてみると必ずしもそうではないんだと、どちらかというと非常に樂觀的な見通しのようであります。それはそれで、これからもいろいろ問題が出てくると思ひますからこの辺でやめますけれども。

○政府委員(土屋佳照君) 今回の補正予算におきます税収見込み額は、大蔵省において、もともと税の要素を前提にして、できる限り適切な税収見込み額を行なつたというふうな場合に、当然これらは特別会計への繰入金も足りなくなつてくるといふうに考えられるわけですから、この辺はどんなものでしようか。

○政府委員(土屋佳照君)

今回の補正予算におきます税収見込み額は、大蔵省において、もともと税の要素を前提にして、できる限り適切な税収見

ますけれども、見込みどおりの税収が確保されることを期待しておるわけでございます。

なお、仮にという御質問でございますが、一応予算ではその見込まれた額に対応する交付税額と

いうのは組んであるわけでございますから、本年度についてはその異動によって交付税がどうなるということはない。特別補正でも組まれない限りはその点は関係ないわけでございます。

なお、将来の問題としてのお尋ねも含んでおつたと存りますが、これは仮にの話でございますが、若干異動があつて減収が生ずることがあるかどうかわかりませんけれども、そういう場合でも私どもとしては、過去の実例でもごらんいただきますように、地方財政に支障のないような適切な対処をしてまいりたいと考えております。

○山田謙君 それでは別の話で、減収補てん債というのがあるわけですが、これの発行状況、あるいは希望状況といいますか、これはいまどうなつておりますか。

それからもう一つ、三月末までの見通しはどうか、これについての考え方、これについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) 法人関係税が当初見込まれた額よりも減収となる団体が出てくると存じますが、そういう場合には減収補てん債の発行を希望しておる団体もござります。ただ、最終的に税収見込みが明らかでない段階でござりますので、具体的な数字をここでお示しするに至っていないわけでございます。

この点につきまして、私どもとしても近く調査を行うということになつておりまして、調査の結果を踏まえてそれぞれの団体の財政状況等を勘案の上、必要と認められる団体につきましては、例年どおり三月末をめどにいたしまして適切に対処をすることを考えております。

○山田謙君 もうすでにそういう希望といいます

か、そういうものがでている都道府県あるいは自治体があると思うんですけれども、もちろん現段階で正確な数字をお聞きするわけにはいかない

思ひますけれども、大体傾向としてはどんなことになつていますか。

○政府委員(土屋佳照君) 率直に申し上げまして、財政局の財政担当の調査官がおりますが、財務調査官のところへはいろんな団体が見えておるようでございまして、いろんなところで減収補てん債の発行を希望するということが言われておるようでございます。私どもも、まだいま申し上げたよな段階でござりますから最終的には申せませんけれども、いろいろ希望を聞くと、都道府県だけでも千億は超えておるような感じでございます。

ただ、いま申しましたように三月ぎりぎりまでに税収がどうなるかということとの兼ね合いがございますから、まことに非公式の話でござりますから、それを私がいまここで公式に申し上げるわけにはちょっととまりませんが、いま申し上げたような感じは受けております。

○山田謙君 そういうことかと思ひます、私は先ほど傾向と申し上げたのは、去年のちょうどいから、それを私がいまここで公式に申し上げるわけにはちょっととまりませんが、いま申し上げたような感じは受けております。

○政府委員(土屋佳照君) もう去年とは全然事情が異なりまして、ことしは大変多いといふうに感じておるわけでございます。

○山田謙君 その次に移りますが、地方単独事業といいますか、これを推進させていく——特に公共事業がなかなか思うようにいかない、従来と同じでありますから、こういうふうなお考えを自治省は持つておられると思うんですけれども、その内容を

○政府委員(土屋佳照君) 五十七年度の地方財政につきましては、私どもとしては、国と同様に歳出全般にわたって極力抑制基調に立つて運営すべきものだと考えておりますが、そういった状況のもとにおきましても、地方単独事業費につきま

しては社会資本の計画的な整備と地域経済の安定的な発展に資するということで、財源の重点的な配分を行い、その増額を図る必要があるというふうに考えておるわけでございまして、このために五十七年度の地方財政計画におきましては、地方単独事業費を前年度に比べて八・五%増額するということにしておるわけでございまして、この地方財政計画に即しまして地方団体に対しても所要の財源措置を講じていく考え方でございます。

同時に、私どもとしては、地方団体に対して一般行政経費等の節減による財源の捻出等にも努めながら、地方単独事業について財源の重点的な配分を行いますとともに、財政状況等に応じた地方債の適切な活用も図つていただきたいと思っております。そういうことで積極的な単独事業の実施に努められますように指導をしてまいる考えでございます。

○山田謙君 そういう積極的に指導していかれる

ということのようですねけれども、現実に各地方公

共団体が単独事業をやりましようというふうな気

持ちはなつてゐるかどうか、そういう意欲を自治

体が現在持つてゐるかどうかかというふうか。

私は、私どもはそうでないんじやないかというふう

に思つてますけれども、この点いかがでしようか。

○政府委員(土屋佳照君) 御承知のよくな国

財政状況のもとで、公共事業あたりも引き続いて

ずっと横ばいにきておるといった状況でございま

して、特に私どもは地域経済というものの大変懸念

を持つておるわけでござります。そういうこと

もございましたので、大変抑制的な基調のもとで

はござりますが、単独事業だけは何とか伸ばした

いといふことで、五十六年度も八%伸ばすといふ

ことで財政計画では組んだわけでござります。

ただ、從来から見ておつても、なかなか財源難

の中いろいろな仕事をやりたいということにな

りますと、まあいい単独事業の方が薄くなつてお

るのじやないかと、いう感じも持つております。

しかし、五十六年度の状況を見ますと、最終的な

ものはまだつかんではおりませんけれども、大体

かなり力を入れてきておるなと思っておりまし

た。そういったことで、先ほど申し上げましたよ

うな理由によって五十七年度も引き続き八・五%

伸びますといふことにしております。

これをどのようにして推進をしていくかといふ

ことになりますと、いろいろ問題あるかと思いま

す。しかし、一般的には一般財源のシェアも高

まっておりまし、地方債の活用、それから行政

経費の節減合理化による財源の捻出等々を含めま

して、私どもとしては強く地方団体の単独事業へ

の熱意というものをかき立てておるわけでござ

りますが、全般的に地方団体に対してもできるだけ

所要の財源措置を講じて実効あらしめたいといふ

ふうに考えております。

○山田謙君 単独事業を一生懸命やろうとする地

方自治体に対して交付税を傾斜配分をするといふ

ふうなこともちょっと聞いてるわけですねけれど

も、そういうことはあるのかないのか、それをお

伺いしたいと思うんです。

○政府委員(土屋佳照君) 私どもとしては、住

民生活に直結する公共施設等の計画的な整備、そ

のことによってまた地域経済の安定的な発展に資

するということから、地方単独事業につきまして

は、普通交付税の算定における重要な傾斜

的な配分を行う必要があるのじやないかといふこ

とで、その是非あるいは算定方法等について目下

検討しておることは事実でござります。具体的な

算定方法についてはまだ成案は得ておりません

が、平均的な水準をある程度超えて地方単独事業

を実施した団体に対しては、その実施状況等を勘

案して包括的な割り増し算入を行なうことができな

いかどうか、そういう点について検討をしており

ません。

○山田謙君 では、まだ結論は出ていないようで

すけれども、そのため新しい測定単位を検討し

しましては三二%のものを引き下げるということ

であります。だから、かかる額そのものを伸ばしておられます。

かなり力を入れてきておるなと思っておりまし

た。そういったことで、先ほど申し上げましたよ

うな理由によって五十七年度も引き続き八・五%

伸びますといふことにしております。

これをどのようにして推進をしていくかといふ

ことになりますと、いろいろ問題あるかと思いま

す。しかし、一般的には一般財源のシェアも高

まっておりまし、地方債の活用、それから行政

経費の節減合理化による財源の捻出等々を含めま

して、私どもとしては強く地方団体の単独事業へ

の熱意というものをかき立てておるわけでござ

りますが、全般的に地方団体に対してもできるだけ

所要の財源措置を講じて実効あらしめたいといふ

ふうに考えております。

○政府委員(土屋佳照君) 具体的にはまだどのよう

なかつこうにするか、結論を出しておるわけじゃ

ございませんが、いまの制度の基本的な枠組みの

中でいまのようなことを考えておりますから、新

しい項目を起こすかどうか、そこも含めて検討

をいたしたいと思つております。

○山田謙君 確かに、地方単独事業を推進させる

ためにいろんな手立てを講ずるということは非常

に必要なことであるし、結構なことだと思うんで

すけれども、方法として非常にむずかしさがある。

地方交付税ということになりますと、交付税の趣

旨からいって、やつたところだけに配つてやると

いうふうなことはなかなかむずかしいと思うんで

すけれども、ひとつそのためいろいろ知恵を出

していただきたい、こういうふうに考えます。

それからその次に、最近地方交付税の率を引き

下げる、地方交付税引き下げ論というふうなもの

が騒動なんかを通じて出ているというふうに聞い

てるわけありますけれども、それに対する自

治省の考え方。それと、現在のこの三二%という

ものは妥当と考えているかどうかということにつ

いてお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷洋一君) お答えいたしたいと思

います。

ただいまの御質問に対しまして、大蔵当局の方

からは三二%の配分を下げるというふうなことは

毛頭聞いておりません。しかしながら、新聞報道

等で私どももそういうことは知つておるわけでござ

りますけれども、現在、五十年代以来八年ぶり

の財政均衡ということは、そういう地方財政に

なつておることはわかるわけでござりますけれども、一方、地方債三十四兆円、それから交付税

巨額の借財をしておることも事実でござります

し、そういう点を考えてみると、自治省といた

は毛頭考えておりません。

○山田謙君 では、引き下げは考えていないけれ

ども、現在の三二%を上げるということも考えて

いないということですか。

○政府委員(谷洋一君) いまのところその問題

につきましては、国の財政も非常に厳しい段階で

ござりますので、上げることにつきましても考

えていないというのが現状でございます。

○山田謙君 現在の三二%は一応当分の間妥当な

線としてこれを守つて、下げさせることもし

ないし、上げることも実際問題としてむずかしい

ことになりますね。

○政府委員(土屋佳照君) 具体的にはまだどのよう

なかつこうにするか、結論を出しておるわけじゃ

ございませんが、いまの制度の基本的な枠組みの

中でいまのようなことを考えておりますから、新

しい項目を起こすかどうか、そこも含めて検討

をいたしたいと思つております。

○山田謙君 確かに、地方単独事業を推進させる

ためにいろんな手立てを講ずるということは非常

に必要なことであるし、結構なことだと思うんで

すけれども、方法として非常にむずかしさがある。

地方交付税ということになりますと、交付税の趣

旨からいって、やつたところだけに配つてやると

いうふうなことはなかなかむずかしいと思うんで

すけれども、ひとつそのためいろいろ大蔵当局とも相

談をしてまいつたわけですが、ただ、國

の財政も大変厳しい状況でございまして、そう

いった中で、交付税法の第六条の三第二項の規定の

趣旨もございまして、私どもとしては、交付税率

の引き上げ等についてもいろいろ大蔵当局とも相

談をしてまいつたわけですが、ただ、國

の財政も大変厳しい状況でございまして、そう

いった中で、國と地方との財源配分の基本的な方

式である交付税率をすぐ動かすということについ

てはいろいろ問題もございましたので、借入方式

等を導入し、その二分の一は國が負担をすると

いつた方式などを入れまして、今日までやってま

りました。

○政府委員(土屋佳照君) この数年来の財源不

足の中で、交付税法の第六条の三第二項の規定の

趣旨もございまして、私どもとしては、交付税率

の引き上げ等についてもいろいろ問題もございま

す。しかし、國と地方との財源配分の基本的な方

式である交付税率をすぐ動かすということについ

てはいろいろ問題もございましたので、借入方式

等を導入し、その二分の一は國が負担をすると

いつた方式などを入れまして、今日までやってま

りました。

○政府委員(土屋佳照君) この数年来の財源不

足の中で、交付税法の第六条の三第二項の規定の

趣旨もございまして、私どもとしては、交付税率

の引き上げ等についてもいろいろ問題もございま

す。しかし、國と地方との財源配分の基本的な方

式である交付税率をすぐ動かすということについ

てはいろいろ問題もございましたので、借入方式

等を導入し、その二分の一は國が負担をすると

いつた方式などを入れまして、今日までやってま

りました。

○政府委員(土屋佳照君) この数年来の財源不

足の中で、交付税法の第六条の三第二項の規定の

趣旨もございまして、私どもとしては、交付税率

の引き上げ等についてもいろいろ問題もございま

す。しかし、國と地方との財源配分の基本的な方

式である交付税率をすぐ動かすということについ

てはいろいろ問題もございましたので、借入方式

等を導入し、その二分の一は國が負担をすると

いつた方式などを入れまして、今日までやってま

りました。

○政府委員(土屋佳照君) この数年来の財源不

足の中で、交付税法の第六条の三第二項の規定の

趣旨もございまして、私どもとしては、交付税率

の引き上げ等についてもいろいろ問題もございま

す。しかし、國と地方との財源配分の基本的な方

式である交付税率をすぐ動かすということについ

てはいろいろ問題もございましたので、借入方式

等を導入し、その二分の一は國が負担をすると

いつた方式などを入れまして、今日までやってま

りました。

○政府委員(土屋佳照君) この数年来の財源不

足の中で、交付税法の第六条の三第二項の規定の

趣旨もございまして、私どもとしては、交付税率

の引き上げ等についてもいろいろ問題もございま

す。しかし、國と地方との財源配分の基本的な方

式である交付税率をすぐ動かすということについ

てはいろいろ問題もございましたので、借入方式

等を導入し、その二分の一は國が負担をすると

いつた方式などを入れまして、今日までやってま

りました。

論は、現段階においてはまだ出すような状況でもない。このことも御理解願いたいと思うのでござります。

○山田謙君 それでは、次の問題に移りたいと思ひます。

これは新聞なんかで報道されているので皆さん御承知だと思いますけれども、東京都が人事委員会の勧告どおりにベースアップを実施したと、こういう問題でございます。これに対して、これも新聞の報道しか知りませんが、一月の二十七日に東京都の野村副知事を呼んで、自治省の指導に従つた給与改定を行えと、こういうふうに言つたという話が報道をされておりますけれども、これは本当ですか。

○政府委員(砂子田隆君) 野村副知事に自治省においてを願いまして、東京都の給与改定に当たつていろいろな問題点、その点について聴取をしたことは事実であります。

○山田謙君 それは、どういう内容を話をされたんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 今回の国の給与改定に当たりましては、御案内のとおり大蔵省の財政が厳しい、そういう中で、国としても第一臨調からのお答申もございましたし、公務員全体の給与の抑制基調というのが示されておるということ、あるいは国民的な世論、そういうものを考えまして、公務員の給与というのをある程度やはり抑制しなきやならぬということに閣議でも決まつたわけであります。地方公務員につきましても、國の公務員と同様の立場をとるというのが從来からの立場でございますし、そういう形で指導をしておりますので、各県ともそれに応じた措置をとつていただいておりますので、東京都につきまして、どういう事情かそれに従えなかつたということについての事実をお聞きをしたわけでございます。

○山田謙君 東京都はどういう返事をされたわけですか、それに対しても。

○政府委員(砂子田隆君) 東京都が申しますのは、要するに人事委員会の勧告どおりの給与改定

をするんだということでおございまして、そのほかのことについては余り申さなかつたというふうに記憶しております。

○山田謙君 それで、これも新聞報道でありますけれども、この二十九日に自治大臣が記者会見を

され、都のやり方はけしからぬというふうな非難をしたというふうに伝えられておりますけれども、それは本當かどうか。そして、その内容は新聞報道どおりのものであるかどうかということをお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(砂子田隆君) 大臣が新聞記者とどういうお話をなさったのか、私はおりませんのでつまびらかにはしておりません。新聞の報道によりますとそういうことが書かれておりますし、この点は大臣にお聞きをしないと私もよくわかりませんが、雑談の中でそういうお話をあつたことは聞いております。

○山田謙君 そうすると、局長はそこにいなかつたから内容はわからないという話でございます。

しかし、雑談の中にしろそれに近いようなお話を

私は思うに、この地方公務員の給与を決めるところだ。そうすると、東京都の住民が条例で決めてることだ。そうするすると、東京都は最も自治省がいろいろなことを、恐らくその団体の固有事務じゃない

かというふうに思ふんですね、これは条例で決めてることだ。しかもこれはただでたらめに決めたん

で決めて、しかもこれはただでたらめに決めたんじやなくて、人事委員会が勧告をしてそのとおりに議会で譲決して条例ができた、こういうことに

対して、それに対して國の立場からとやかくこれに言うということは、そもそも地方自治に対する

重大な干渉じゃないかというふうに思われるを得ないんですが、この点どうでしようか。

○政府委員(砂子田隆君) おっしゃられますよ

をいたしている中であります。そういう中におきまして、公務員全体に対する、給与に対する批判と申しますか、特に地方公務員に対する、給与に対する批判というの是非常に厳しいものが私はあると思っております。そういうことを総合的に

考えますと、やはり地方におきましてもそれなりに自律的な機能による自衛行為というものがあります。それが技術的な助言をするということがあつて、自治省が技術的な助言と申しましても、昔のように権力的にわたり干涉をしているわけでもありませんし、それなりに人事行政がうまくいくようにならでもやはり指導をしていくのは自治省の立場としても当然であろうか、こう思つております。

○山田謙君 いや、私は何も自治省がいろいろ言つたことを違法だなんて言いませんけれども、むしろ逆に、東京都のやつたことが違法だというふうな言い方をされているのじやないかといふうに感ずるんですね。

そうすると、東京都のやつたことは少なくとも違法ではないということははつきりしているわけですか。

○政府委員(砂子田隆君) いすれ給与の問題につきましては、御案内のとおり給与条例主義でござりますから、議会で最終的にこれは決定をされる、それ自身がそういうふうになつていればそれは別に違法なことでも何でもありませんし、当然に法手続によつてやられる」とことでござります。

○山田謙君 だから、人事委員会の勧告どおりに

東京都は判断をして、しかも議会にかけて条例をつくつて決めたそのベースアップ、これに対しても、國が一体どういう理由でいろいろ干渉をするのか。それこそ地方自治の侵害じやないかと、まあ何回も繰り返して申しわけないけれども、思わずを得ないんです。

うことで文書になつてゐるのが、恐らくこの「地方公務員の給与に関する個別の助言指導について」という、五十六年十一月二十八日に事務次官の通達が出ておりますけれども、この中でいまおつしやつたようなことを言つていますが、特に、「もとより、各地方公共団体の給与のあり方は当該団体が自主的に決定すべきものであり、地方公共団体の自律機能により是正措置を計画的かつ速やかに進めることができます」など、こう言つてありますね。いま局長も「自律」という言葉を使いましたけれども、自律というのはまさしく自分でやるということであつて、よそから自律しようとおもつたけれども、自律というのはまさしく自分でやるということが必要である」と、こう言つてありますね。いま局長も「自律」という言葉を使いまして、その「地方公共団体の自律機能」ということは、恐らく地方公共団体独自でもつて、これは過ぎるから少し上げてやろうじゃないかと、こういふふうな言い方をするのは本来のにおかしいんじゃないかと思うんです。ですからこの通達を見ても、この「地方公共団体の自律機能」ということは、恐らく地方公共団体独自でもつて、これは過ぎるから少し上げてやろうじゃないかと、こういふふうな言い方をするのは本来のにおかしいんじゃないかと思うんです。

「もとより、各地方公共団体の給与のあり方は当該団体が自主的に決定すべきものであり、地方公共団体の自律機能により是正措置を計画的かつ速やかに進めることができます」など、こう言つてありますね。いま局長も「自律」という言葉を使いまして、その「地方公共団体の自律機能」ということは、恐らく地方公共団体独自でもつて、これは過ぎるから少し上げてやろうじゃないかと、こういふふうな言い方をするのは本来のにおかしいんじゃないかと思うんです。ですからこの通達を見ても、この「地方公共団体の自律機能」ということは、恐らく地方公共団体独自でもつて、これは過ぎるから少し上げてやろうじゃないかと、こういふふうな言い方をするのは本来のにおかしいんじゃないかと思うんです。

そこでおもつたけれども、これは必ずしも地方公共団体が独自の住民の意思に基づいておのずから自律的にそうなつていくのであって、それに対してよそからいろいろ言つてはいけないか、こういふふうに思つんですね。でも、この「地方公共団体の自律機能」ということは、恐らく地方公共団体独自でもつて、これは過ぎるから少し上げてやろうじゃないかと、こういふふうな言い方をするのは本来のにおかしいんじゃないかと思うんです。

○政府委員(砂子田隆君) いまお示しになりますように、昨年の十一月に事務次官の通達で、給与に関する助言ということで通達を出しております。このことは臨調の中でもいろいろ指摘されておることでありますけれども、やはり全体的に見まして地方公務員の給与とというのが世間一般から考へて大変高いではないかという批判があることとも片つ方においては事実でござります。そういう中において、一体自治省というのはどういうことをやるのが一番いいのかということについてわれわれも大変悩むわけでもあります。

基本的には、地方公務員法の言ふとおり、人事委員会の勧告があつてそれを議会にかけられてそれを可決をして、それで給与が支払われにくくというのが法律上の順序でありますし、そつ

いうことをなされるのが普通であろうと思います。しかし、先ほど申し上げましたような国会全体の財政事情、あるいは地方公務員に対する給与に対する批判、そういうものを受け取りながら、やはり自治省といたしましても地方公務員の給与が余り高いということは、翻つて考えてみますと、かえつて今度は地方自治というものに対する不信感をあおるという部分も潜在的にあるわけでもあります。そういうことをなくしていくことがこれから的地方自治を確立していく上に大変大事なことだと思っております。

そういう点から実は個別指導なりあるいは技術的な助言なりをしているわけでありまして、これが地方自治に対するいたずらな侵害であるというふうに私たちは考えていいないわけであります。

いう話ですね、いろいろ新聞なんかで書き立ててある面もないでもないです。しかし、これが高いか低いかということは、東京都の場合は東京都の住民が決めることが多いんですね。住民が決めるのは何で決めるかというと、これは議会へかけて決めるよりもほか決め方はないのです。それを高いといひよろしいと言つたことは、東京都全体がそれでよろしいことをただ何となく一般の新聞東京都の職員の給与としてはこれが妥当であるということです。そこで決まったものなんです。それを高いとか低いとかということをただ何となく一般的新聞が書き立てているとかなんとかそういうことで、せつから合法的に、しかも人事委員会がこれが妥当であるといって勧告したとおりにやつたことに對して、これは高いか低いかということを東京都の以外の人が言うということは、これは東京都の自治に対する侵害としか言へないと私は思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) 先ほどお答えをしたことは、繰り返しになりますが、やはり全体的に見て、地方公務員の給与というのが批判をされてゐることは事実であります。そういう見方に立てて、地方自治といふものの住民の信頼の中に確立をしていくことから申し上げますと、なかなか

なか住民が、個人個人が都庁に行つて給与についてどうだこうだと言うのは大変言いづらいことであります。だこうだと言るのは大変言いづらいんであります。しかし、言わないからだから正しいんだという理屈にもなかなかなりませんでしょうし、やはり国全体の立場から考えまして、地方公務員の給与というのがどういうふうなことであるべきかということを考えることもこれまた私たちの任務でありますから、そういう点に立つて技術的な助言をしたわけでありますから、そのこと自身があながち全体的に見て非常に地方自治に対する侵害だというふうには考えていないわけであります。

○山田 謙君 それは水かけ論みたいになつてつまらないのですけれども、何回も言いますように、東京都の住民の意思はどこで反映されるかといつたら、これは議会でもつて反映されるというふうに考えざるを得ませんわね。議会がこれでいいじやないかと言つたことは、それはやっぱりそれなりに尊重すべきであるというふうに私は思ひますよ。それは、東京都の住民が、今度決まつた条例の中身はおかしいということがあれば、それはまた新しく議会を通じて改正すべきであつて、一たん合法的に決まつた内容というものは、これはやっぱりそれが妥当なものなんだというふうに思ひざるを得ないと私は思います。

しかも、他に公務員法のことなどからついても、

○政府委員(砂子田隆君) 私が申し上げておりますのは、御案内のとおり地公法の中では、給与というのは、要するに民間の給与なり國の給与なりあるいはその他の公共団体の給与なり、そういふことは、御案内の中では、給与員と全く同じに線をそろえろといふ話かということになつちやう。恐らくそういうことは考えておられないと思うんですけれども、そうすると局長のおっしゃるのは國家公務員どおりにしろという話なんですか。

それはある程度國の公務員に準じなければならぬいようなことになつてゐるけれども、これはあくまでも國家公務員どおりにやれといふ意味じやないと思うんですね。そんなことを言つたら國家公務員と全く同じに線をそろえろといふ話かということになつちやう。恐らくそういうことは考えておられないと思うんですけれども、そうすると局長のおっしゃるのは國家公務員どおりにしろといふ

うふうに法律に書いてあるわけあります。ですから、地域的に自分のところの給与を算定をしていくというのは、私はそれはそれなりに正しいことだと思つております。

ただ、そういう正しいということの中にいろいろな問題が起きてまいりまして、現実に人事委員会の勧告の中にも、単に国に準じて引き上げをするということしか言わないのでありますし、いろんなものが現実に人事委員会の勧告の中にも示されているわけであります。しかも、そういうことを普通に考えてみますと、どう考へてみましても、国の給与よりも二割も三割も高い給与が支給されているというのは本当だらうかということはやはりわれわれは考えてみなきやいかぬ部分もあると思っております。

まあ東京都が二割高いと申し上げているわけではありませんで、やはり全体的に見てそういうことが行われている団体があるというときに、国は黙つてそれを見ていいという議論にはなかなか至らないだろ。やはりそういうのが先ほど申し上げましたように人事行政を通じて住民の信頼をだんだんだん失させていくという行為にもし至るとすれば、私たちが地方自治を今まで育ててまいり、あるいはこれからも民主主義の基調である地方自治というものを育てていくことに對する一つの大きな問題が提起されてくるのではないかという感じであります。

そういうことから考えますと、こういう給与というものを通じて適正な運営がなされるよう、あるいはそういうことを公共団体みずからが自律的に直していくようにやはり指導をすることが、自治省にとつても必要なことだと思つております。

○山田謙君 いま局長の言われたことで、まあ言葉じりをつかまえるよりで非常に悪いけれども、大変重要なことをおっしゃったというふうに思っていますね。つまり、都道府県の人事委員会が国と同じようにそのまま勧告するようなところがある

○政府委員(砂子田隆君) 前にもこの委員会で御質問を受けたことがございますが、私は人事委員会というのではなくて、道府県ごとに人事委員会があることそのものの問題になつてくるのじやないですか。そつすると、それはあなたの論法からいと、現在の人事委員会制度がおかしいという論法になりますよ。そう思つてゐるのですか。

○政府委員(砂子田隆君) 前にもこの委員会で御質問を受けたことがございますが、私は人事委員会というのではなくて、道府県ごとに人事委員会があることそのものの問題になつてくるのじやないですか。そつすると、それはあなたの論法からいと、現在の人事委員会制度がおかしいという論法になりますよ。そう思つてゐるのですか。

○山田謙君 そういうことであるならば、少なくとも地方公務員法上人事委員会というものはちゃんと決まつている。そして、そういう制度があるからには、その制度が正しく運用されるよう指導をすべきであろう。ですから、人事委員会不信心の——局長のおつしやるよう、現在の人事委員会そのものがちゃんとしていないのだという話であれば、それは人事委員会にきちんとするとあるは法律を改正して、都道府県ごとに人事委員会を置くことをやめるべきである。しかし、地方公務員法上はつきりと人事委員会というものがつくられている。そして、人事委員会は当該都道府県内の

民間の給与だとそういうものを調べて、そして、民間の給与より低ければそれを勧告するという、それは国と同じようなたてまえでやっているわけですけれども、その調査そのものがおかしいといふ話になりますと、これは人事委員会を信頼しないといふかうになつてくる。そうすると、人事委員会にきちっとやれということを言うのか、それとも、制度そのものがおかしいから人事委員会なんてやめてしまえという話になるのか、局長のおつしやるのはどつちなんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 私は、人事委員会がき

わめて適正に運営されることを望んでいるわけであります。ですから、少なくともそういう調査と

いうのは批判をされないようなものであつてほし

いと、こう思つてゐるわけであります。

山田先生も御案内のとおり、いま日本の民間の

賃金の給与水準というのは、私の記憶に間違いが

なければ一五ぐらいだと思います。しかも、こ

れは調整手当を含んでいる額であります。とすれ

ば、いま日本の全体のラスバylesを見ましても、

それより高くなるというのはどうでも考え方られ

ない。要するに調整手当八%を引いたとしても一

〇七ぐらいのところが民間の賃金の最高になつて

いるわけですから、全国がそれより高いといふこ

とはとても私たちには想像もできないということ

はあると思います。そういう意味で、私は調査と

いうものをもつとしつかりやつてほしいんだとい

うことを人事委員会の会議の席上でも申し上げて

おりますし、いま申し上げましたのも、そういう

ことをちゃんと調査をしないでやつてあると必ず

そういうことに陥るからみんなで注意しようじや

ないかということで、警告を発しながら物を申し

上げているわけでございます。

○山田謙君 余りこんなことをくどく言いたくな

いんですけれども、何か都道府県の人事委員会を

全然信用できないような局長のお話は、私はこれ

はどうも納得できない。それは実際いろいろ見て

いますと、確かに問題があるところがないとは言

えないと思いますけれども、何か一律に、べたに、

人事委員会そのもののやつていることが、調査が正確でないとかそういうことになると、これはやはり、まあ人事委員会で集まつたときには局長の方からそういう指導をなさることは結構だけれども、やっぱり独立の行政委員会をそう簡単に横からいろいろなことをとやかくすることはできないはずだと思うんですよ。やっぱり都道府県が人事委員会の委員をちゃんと任命して、その人のもとで人事委員会の機能で民間のやつを調べたということ、これはこれとして一応妥当なものだというふうに考えるのがあたりまであって、その人事委員会が出たものをおかしいという話になりますと、これはやはりその制度そのものを否定するようなかつこうになつていくんじゃないかと、こういうふうに私は思つてなりません。しかも、全部の都道府県の人事委員会がみんなおかしいという話じやないんでしょう、局長のおつしやるのは、

○政府委員(砂子田隆君) 人事委員会の問題について、私は人事委員会という組織が要らないといふことを申し上げているわけでは全然ございませんで、私は、人事委員会の存在価値というはせん、人事委員会の存在価値というは十分に認めているつもりであります。それですから、なおかつそういうものが適正に運営されることが望ましいという意味から申し上げているわけであります。やはりこの人事委員会の中でいろいろ私たち問題になりますのは、よく新聞紙上に出ておりますけれども、結果的に、勧告というものが大部分の人事委員会なわけであります。本当に地域的に調査をしたら、国ベースアップに準ずるというのは、ほとんど大部分がそうだというようなことが承知できるのだろうかというのは私もよくわかりません。そういう点、やはり人事委員会として、もう少し自分の地域における問題

だつて違うはずでしょ。そうするとその結果は、当然人事委員会の勧告も変わってこなきやならない。そうだとすると、その勧告どおりに実施するということも当然の話であつて、それに対して国の立場から、国家公務員どおりにやれと言う方が私はむしろどうもおかしいのじやないか。現実に、東京都の場合は、国のとおりの数字にはなつていませんわね。東京都の委員会は東京都の委員会として、東京都中の民間の賃金を調べたりなんかした結果として出てきている数字で、これは国家公務員の場合とちょっと違つた数字なんです。そうなりますと、それは局長の言うようになつたところもあるかも知れぬけれども、東京都の場合は、いまおつしやつたようにきちつとうに変なところもあるかも知れぬけれども、東京都の場合は、いまおつしやつたようになつた結果ですから、国家公務員のアップ率と必ずしも合つていないわけで、これはむしろ当然だと思うのです。

そして、しかも東京都の場合は九千二百人ですか、九千二百五十五人という数字になつてゐるようですが、これだけを人員整理しましょと話すが、これだけを人員整理しましょと言つていいわけです。それは簡単にはう言つけれどももう大変なことだと思ひます。これだけを組合と話し合いをつけるだけでも大変な騒ぎだつたと私は思うのですけれども、そういうことをやつてまで人件費を節約しながら、そしてベースアップについては人事委員会が勧告してくれたのを妥当と認めて、都議会でもそれを可決したということがありますと、これは文句を言う筋はないと思うのです。それをわざわざ副知事を呼んで文句を言うのはどういうわけか、どうしてもここが納得できないわけですよ。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話ししがございましたように、地方の給与というものに高低がありますことは私も当然だと思つております。ですから、そういう意味での指導を実は申し上げている点もあるわけであります。東京都につきましては、人員整理をやっておらる点もあるわけであります。それはやっぱりいま入る点もあるわけであります。

東京都につきましては、人員整理をやっておらる点もあるわけであります。それが高いところもあるし低いところもある。それぞれの財政事情だつてみんな違つはずだし、それぞれの民間の賃金状況

ただ、この人員整理の問題と給与の問題というものは、その中で一緒に考えられていた問題ではございませんで、給与に関しましては、先ほど申上げましたように、國家公務員の給与というものは、厳しい財政状況の中で、一般職員はベースアップはしました。しかし、期末手当その他についてもは旧号俸でやるようというような指導を国自身もしてきた。この辺で国自身、公務員全体の姿を考えますと、先憂後樂的な立場から言えばその程度のことはやはり考えてもいいのではないかということは考え方私はあると思います。そういう意味で、地方公共団体の財政状態もきわめて厳しい、苦しい、悪い中にあるわけでありますから、そういう点ではやはり国と同一歩調をとつてほしいものだとう考え方は私はあると思います。そこで申し上げているわけでありまして、ベースアップがいま東京都に高いとか低いとかいうことを申し上げたわけでは毛頭ございません。

○山田謙君　いや、ベースアップが高いということを言っているわけでしょう。ベースアップ率はともかくとして、国と同じにボーナスの方にはね返していくなんということは、同じことじやないですか。高過ぎるというふうな言い方と同じでしよう、それは。

○政府委員(砂子田隆君)　ベースアップの率が、東京都で算定しましたものを私たちの方でそれがいいとか悪いとかいうことを言つたつもりは毛頭ありません。ただ、国の給与の支給の方法について、期末勤勉手当について、その算定の額を六月なり十二月は旧号俸でやれ、ベースアップ前の額でやるようについて指導をずっとしてまいりました。それは国と同様の立場に立つてほしいという願望があるからであります。そういう意味で、その部分について東京都もほかの府県と同様の措置をとつてほしいということを申し上げただけであります。ベースアップが高いとか低いとかそういうことを申し上げたわけではないのであります。

○山田謙君　それは、アップ率の問題は別として、

これだつてボーナスをはね返らせなかつたら、た
とえば東京都の場合幾らでしたか、四・九なら
四・九といふやつをやつても、それがボーナスを
全部平均したら結局四・九にならなくなりますよ
ね。だからそれは結果的にはやはりアップ率が高
過ぎますよという私は文句だというふうにとるよ
りはかないと思うんですよ。

しかも、いまあなたが九千何百人を人員整理をすることにしたのは評価するとおっしゃったけれども、どういう意味で評価するのか知りませんが、評価するのは、やっぱり人件費がそれだけ節約さ

件費全体の膨張するのを膨胀させないで、その中でもってこの配分をどうしようかという問題は、これはまさしく地方公団体に任していくことだ。私は思ううえで、これまで少しは任してもらつた。

しかし、私も実はもう二十年前の話だけれども、ある県で人事課長をやっていたことがありましたけれども、そのときに、やっぱりどうも自治省の指導が非常に干渉的で、うことこの時代から

感じたわけです。つまり、等級という制度がありますね。あれだって、私は当時その県の実態に合わせるよう等級をちゃんとやつた。そうしたら自治者の方から、おかげだと、やっぱり國の決まり

たとおりの等級でやらなきやいかぬというふうなことを言つてくる。こういう等級をどうするかとか、配分をどうするかというような問題について、は、地方公共団体にこのくらいのことやらせな

かつたら、これは地方自治を尊重しているということにならないと私は思うんですよ。それともう一つついでにお聞きしたいんだけどれども、そうすると、東京都に対しては、何らかの

○政府委員(土屋佳照君) 財政上の問題であらうかと存じますので、私からお答えいたしますが、せんね。

先ほどからいろいろな行政局長の方から話がございましたように、国家公務員につきましても、人事院勧告があつたわけでありますけれども厳しい財

政事情とか行政改革の推進を期待する国民世論の

動向等を総合的に勘案して給与改定が決定されなかつた
というわけでござります。地方財政についても、
私どもは大変これは厳しいと思っておるわけでござ
りますので、地方公務員の給与改定についても、
国に準じた取り扱いとされるということで指導、東

絡をしておるわけでございます。したがいまして、厳しい財政事情のもとで行われた国家公務員の給与改定の水準を超えた給与改定を行つた団体といふものは、財政運営上それだけ余裕があると言わざるを得ない。

ざるを得ないわけございます。
そういうたことで私どもとしては制裁措置とい
うことは、まだ使つたことも全然ございませんが、
が、そういうことではなくて、財政運営上それだ
ざるを得ないわけでござります。

○山田謙君 何か東京都から起債の計画が出ていて、そういう考え方を持つておるということでおざいます。

るというふうに聞いておりますけれども、それは本
当ですか。

取の向等を見るにあがめで、清算などのような細かいことをされるのか、その過程においていろんな要請があるだろうと思っておりますし、先ほどもお尋ねいたがございましたが、減収扣てん債的なことも言つておられるということは承知しております。

○山田謙君 何回も言っていますように、国の財政状況あるいは職員の年齢構成、学歴構成、そういうものは全部違うわけですよね。そこをみんなべたにしてとにかく国どおりにやりなさいという

ふうなことは本当にぜひ今後も注意してほしいと思います。まして、そのとおりやらなかつたから裁判措置でもつてこつちの起債を認めてやらないと、というふうなことは、これは絶対にしないでいたい

○政府委員(土屋佳照君) 私どもは、過去からな
とえは期末手当等で國家公務員の水準を超えて支
けますか。

でござりますと、それだけ財政的な余裕があるということは特別交付税で減額をするといったようなことはいたしております。ただ、これはそういう財政上の余裕論に立つての取り扱いの問題であつて、法的な制裁とかどうとかというものでないことは繰り返し申し上げておるわけでありまして、東京都の場合においてもそういう意味での制裁措置ということはないわけでございますが、ただ財政運営上それだけ余裕があるという判断には立たざるを得ないので、いろいろな財政措置についての要請があつた場合にそういうことを頭に置いて対処をするということになるだらうと思つております。

○山田謙君 大体この辺でこの話はやめたいと思ひますけれども、いまおっしゃった中で気になりますのは、財政上の余裕があるとかないとかといふ話ですけれども、これは私は、人事委員会の勧告に従つたからといって、直ちにこれを財政上に余裕があるというふうな、そういうきめつけ方は本当はおかしいと思うんですよ。財政全体の余裕があるかないかということはもつと別な観点、全体から考へるべきであつて、何か、國の言つたところにペースアップをしなかつたから直ちに余裕があるんだなどいう考え方方はそれはおかしい。ですから、それをもとにしてこつちの起債を認めないとかという話になりますと、これはどう考えたって一つの制裁措置としてしか考えられなくなつてくるわけですよ。そのところどうですか。

○政府委員(土屋佳照君) 先ほども申し上げました、やはり非常に超えてやつておるところも同じように扱うということにはやはり全体の財政運営上問題があるということでそれぞれの対応をしておるわけでございます。

いま地方債の問題が出たわけでございますが、地方債の許可というのは、事業の緊急性とか団体の

財政運営の状況あるいは将来の公債費負担といふようなものを総合的に勘案して行うということをございますから、この点について何か給与に関する制裁とかどうとかということは、これは私どもとしては運営していくわけでござりますから、その場合に他の団体が非常に厳しい財政状況の中でそれの給与改定に当たつてもそれの状況を見て対応しておられる、ところが国の水準を超えてやつておるというようなことになりますと、私どもとしては、財政的に余裕があつたからされたんだというふうに考えざるを得ないわけであります。そういういたること等も全般的に勘案しながら対応していくということにならざるを得ないということを申し上げておるわけでござります。

○山田謙君 この問題はこれで最後にしたいと思いますけれども、これから申し上げることについて、お返事は要りませんが、われわれとしては、国がやつた措置そのものが間違つておるというふうに私たちちは理解しておるわけです。人事院がせつから勧告した、そのとおり実施しなかつたと、いう、そつちの方がよっぽどおかしいのであって、そのおかしい方に右へならえしろと言つ方がよっぽどおかしい指導ということに私たちとしては考へていかざるを得ません。まあこの辺は、あなた方は考へが違うということになると思ひますけれども。言うまでもなく、そもそも団体交渉は、団体交渉というか賃金というのは、労使が対等で決めていくというのがこれは近代労働法の大原則ですね。しかもその中の労働者というのは公務員も含まれるということはこれはもうはつきりしてゐるわけです。ただししかし、公共の福祉とか全体の奉仕者という観點からスト権について制約を加えている、これ問題がありますけれども、そのかわりに人事院なり人事委員会ができるわけでありますから、これを尊重しないということになると、これはもう憲法二十八条の労働者の基本的な権利を

剝奪している、それを尊重していないと言つたつてこれは過言じやなくなるわけでしてね、やっぱりそういう点から十分にひとつ考えてこの問題に対処していただきたいと思うんです。

それから、自治省のこの次官通達を見て気がついたのは、公務員の給与を抑制しろということは一体だれに言つているかという感じなんですよ。ね。給与を抑制しろといつたって、制度としてルールができていて、人事委員会が勧告をすればそれを尊重するというのがルールなんです。それに対して抑制しろと言うのは、一体人事委員会に対しても言つてはいるのか、都道府県に対して、知事に対して言つてはいるのかわかりませんけれども、いずれにしても、何か地方自治体が幾つかあるやつに對して十把一からげみたいに考えて、全く国と同じに一切合財扱えというふうなそついう自治省のやり方については、私どもとしてはどうも納得できない面があるんです。

これについては返事は要りませんから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次は、実はおとといわれわれ地方行政の委員がホテル・ニュージャパンに見に行ってきたわけでござります。そこでいろいろ感じたこともあるんですが、いざれにしましてもいまのところ刑事責任については取り調べ中でございますから、そこまでははつきりここでお答えできないと思いますがれども、見た限りでは私もいろいろな感想を受けたわけでござります。

消防署の改善命令とか措置命令にさっぱり從わない、ちゃんと聞いてなかつたというふうこと、あるいはまた、従業員の訓練がさっぱり行われていなかつたとか、あるいは建物上にも非常に欠陥があつた、あるいは肝心の防火扉がそのときになつてさっぱり作動しなかつた、当然自動的に閉まるべきものが閉まらなかつたというふうなこと、あるいは建物全体が三差路方式で、火災の場合に非常に逃げ場がわからなくなつてしまつ、あるいはまた、外国人に対する言葉がよく通じないといったとか、いろいろあつたわけで、もう過ぎた

ことでありますけれども、そういう点は今後の一つの消防上のいろいろな指針として考えていかなければいけない問題ではないかと、いうふうに思っています。

しかし私は、やっぱり基本的には経営者の経営モラルといいますか、人命尊重といった意識が全く欠陥していたということがその原因であるというふうに考えざるを得ないです。そういうことについて消防庁長官のます御意見を伺いたいと思うんです。

○政府委員(石見隆三君) 去る一月八日未明でござりますが、ホテル・ニュージャパンにおきましてあるのような大きな火災が発生いたしまして、多数の死傷者が出来ましたことは、私ども消防行政を預かつておる者といたしまして、まことに遺憾に存じております。

ただいま御質問がございましたように、今回の火災の原因と申しますか、いろいろと物的証拠あるいは人の証拠につきましては、現在警視庁あるいはまた東京消防庁の方で調査をいたしておりますわけでございますけれども、私ども、現時点においてあの火災を振り返って、なぜあのような大火になつたのかということをいろいろと現時点で検討を加えておる段階でございます。

一つは、やはりただいま御指摘にございましたように、経営者のホテル経営者としてのモラルの問題といふものは当然あるとかと存じております。具体的には、ホテルの側におきますいわゆる各種の消防、防火設備が不備であつたという点が一つ指摘されようかと存じております。

それから二つ目は、日々の訓練を含めまして、いわゆるホテル側の防火管理体制というものがこれまで不備であったということは言えると存ずる所であります。

と同時に、三番目いたしましては、火災が発生いたしました場合の宿泊客に対する避難誘導、あるいはまた初期消火、さらには消防機関に対する連絡、通報も適切でなかつたということも私ども非常に強く感するわけであります。

と同時に、一方、消防機関におきまして、これまでホテルに対する対応に手抜かりがなかつたか、ということも率直に反省しなければならない部門もあるのではないかというように私ども率直に感じております。すでにあのホテルに対する消防機関のそのような対応が、簡単に申せば、手ぬるかつたのではないかというような御批判もあるわけであります。このような御批判に対しましては消防といたしましては厳しく受けとめ、今後このような火災が二度と起ることのないよう今後一層せつかくの努力を重ねてまいらなければならぬというふうに存じておるところでございます。

○山田謙君 いまのモラルの問題に関連するんですけれども、ちょっと労働省にお伺いしたいんです。

この社長横井英樹が基準法違反をやつていると、いうことを新聞なんかでも報道されております。ちょっとと調べたところによりますと、横井英樹になつてから、從来三百十五名いた従業員を百四十四名に首切つた。そして、首切つた人たちに対し、協定が結ばれている退職手当が払われていない。それで、まあ、いろいろごたごたした結果、やつと月に九万九千円ずつ約束手形で分割払いをするということに決まつた。九万九千円というのは、何か十万円にするとき紙代がかかるから九万九千円でとめたんだという話でありますけれども、こういうことをやつて、しかも中には、絶対にそれはいやだと言つた、十七年勤めた皿洗いのおばさんがいまして、この人については、頑として聞かなかつたということで、退職金がいまだに払われていらない。

その他、聞いてみますと、女子の時間外労働は平気でやつている。あるいは、職員の健康診断も全然行われていない。これは基準法上の義務になつていいわけです。それから、当然置くべき産業医ですね、お医者さん、これも安全衛生法ですか、法律上の義務になつているはずだけれども、これも全然置いていない。その他、いわゆるヘルプですね、ヘルプ労働者、この賃金が、延べで千

ざいます。実績でございます。私どもとしましては、実績が出てくるに従いましていろいろ聞き取り調査等もやっております。それから月々によつて業種的な偏りもございます。それから先ほど申しましたように、経済の状況も次第によくなりつてあるというふうなことから、さらにまた、要するに三月期の決算法人の税収に占める割合が約三分の一まだ残つておる。そういう経済状況のもとで残つておるということであり、そういうことでもございまして、現在までの進捗状況が四〇%程度である。もちろん昨年に比べて六・六ポイントばかり落ちていますので、このこと自体は懸念材料ではございますけれども、なお五割強が残つておるという状況であります。私どもとしては、こういったことで全体としてはいけるのじやないかというふうに強く期待しておりますということをございます。

○大川清幸君 そういう状況の中ですけれども、

これ、本当に税収の見込みからいいたら、中小企

業のその業界の動向なんかについてはある程度の

推測をしておく必要があると思うんですが、税収

見込みを聞くと、大企業の方のいいという説明だ

け大蔵大臣もなさるんですよ。中小企業の方は、

何か調べてないと言つたか、データがないと言つ

たかな。しかし、そちの方こそ調べておかないと、これは税収の問題では大事なんですね。

そつちはまるつきり調査もしないし資料も取り寄

せないというか、分析もなさらないんですか。どう

なつてているんですか。

○説明員(真鍋光広君) 中小企業関係の税収が

なお冷えておつて、まだ兆しが必ずしも十分でな

いといふことは仰せのとおりでございます。それ

から、私どもの聞き取り調査におきましても、や

はり税収の大きな部分が大きな法人から出てくる

ということもございまして、大勢を見る上では大

法人中心になつておるということは否定できません

ただ、経済はやはり客観的には、大法人がます

める兆しが出て、それから次第に経済全般に広

がつていくという面もござります。ただ、これが速に広がつていくか、あるいは緩かに広がつてあるとかがポイントだと思ひますけれども、そこから先ほど申しましたように、経済の状況も次第によくなりつてあるというふうなことから、さらにまた、要するに三月期の決算法人の税収に占める割合が約三分の一まだ残つておる。そういう経済状況のもとで残つておるということであり、そういうことでもございまして、現在までの進捗状況が四〇%程度である。もちろん昨年に比べて六・六ポイントばかり落ちていますので、このこと自体は懸念材料ではございますけれども、なお五割強が残つておるという状況であります。私どもとしては、こういったことで全体としてはいけるのじやないかというふうに強く期待しておりますということをございます。

○大川清幸君 それでは次に、同じく説明のあり

ました申告所得税について。

これは八十五億の減額補正しかやっていないの

ですね。これは源泉所得なんかとは違つて非常に

つかまえにくい性格のものですから、予想をしておるのは非常にむずかしいと思うんですが、この申告所得税の対象者、納税者というのは、大体個人

経営ですとか中小工場の経営者とか、そういうク

ラスです。先ほど法人税のところでも触れました

ように、中小法人、これは大変見通しとしては厳

しいものがあると御説明があつたのですが、それ

以上に申告所得納税者の方は、状況もつと厳しい

正見込みを達成するには、対前年比でかなり高い

パーセンテージを見込まないと追つつかないん

じゃないですか。四月から十二月までの累計で対前

年同期比で二一%増、かなりの増額にはなつてい

ますね。しかし、それにしても七・五ポイントぐ

らい低い、実績で言つと。そういうことで国民生

活はなかなか厳しくて、街の声では、高級なところでは余り飲まないで、サラリーマンは繩のれん

とかそういうところで大分がまんしているようで

すよ。そういう点から考えると、酒税の伸びも余

り期待できなんじやないですか。どうですか。

しかも進捗状況三四・六%ですね。これから総

合所得の申告やいろいろあるんでしようけれど

も大変状況としては悪い。むしろ中小法人よりは

もつと悪いと予想しておいた方がよろしいんじや

ないかと思いますが、この見通しについてはどの

ようになりますか。

○説明員(真鍋光広君) 少しお答えの角度が異

なるかとは思ひますけれども、申告所得税の内訳

を見てみますと、これ五十五年度の実績で見てみ

ますと、先生仰せの、事業所得者から出てまいり

ます當業所得につきましては、構成比が約一四%

といふことになつております。結局一千万超の給

付所得者であるとか、そういういたずらかとい

ますと、當業所得とか農業所得とか以外の方々か

らの税収が約六割を占めておるということをござ

います。

したがいまして、私どもとしては、中小企業者等の當業所得の申告所得税の伸びを期待する同時に、その他という方々の主として給与所得者、高給所得者と思ひますけれども、その他の方々の所得の伸び、これは六割を占めるわけですから、こういったものも注目していかなければならぬといふことがあります。税収全体を見る上では、むしろそちらの方が大きな比重を占めておるという

ことでござります。

○大川清幸君 そこで、国税の方のいま幾つかに

ついてお伺いをしたんですけど、もう一つ、地方交

付税に直接影響ありますですが、酒税ですね。これ補

正見込みを達成するには、対前年比でかなり高い

パーセンテージを見込まないと追つつかないん

じゃないですか。四月から十二月までの累計で対前

年同期比で二一%増、かなりの増額にはなつてい

ますね。しかし、それにしても七・五ポイントぐ

らい低い、実績で言つと。そういうことで国民生

活はなかなか厳しくて、街の声では、高級なところでは余り飲まないで、サラリーマンは繩のれん

とかそういうところで大分がまんしているようで

すよ。そういう点から考えると、酒税の伸びも余

り期待できなんじやないですか。どうですか。

○説明員(真鍋光広君) 御指摘の、十二月末の

徴収実績におきましては、進捗率で昨年が八二・

一%入っておりましたものが、昨年といいますか

五十五年では入つておりましたが、五十六年

度では七三・四%しか入つてない、進捗率におい

て八・七ポイント下回つておると、こういう状況

の見込みについてはいかがですか。

○政府委員(関根則之君) 御指摘の、十二月末の

徴収実績におきましては、進捗率で昨年が八二・

一%入つておりましたものが、昨年といいますか

五十五年では入つておりましたが、五十六年

度では七三・四%しか入つてない、進捗率におい

て八・七ポイント下回つておると、こういう状況

の見込みについてはいかがですか。

○説明員(真鍋光広君) 酒税の方につきましては、

も、大体その予算額に達成すると見ておるわけ

でございます。むしろ中小法人のいろいろなデー

タをいただいておりますけれども、ここへ来て非

常に法人関係の入り方がよろしいという徴候も出

てきておりますので、私ども、このままの単純

な数字で今年度終始するといふには考えてお

りません。まだ三月ほど残つておるわけでございま

す。

いまの時点では単純にどうなるのかという数字で

ございますが、年度途中のことでもござりますし、

余り端的な計算をするのもいかがかと思います

で、答弁は差し控えさせていただきたいと思いま

す。
第三回
國説三説の威頭千三百三十四章

○大川清幸君 国税三税の減額千三百七十四億円を見込んだわけで、これに関連して地方税の方もその三二%の四百三十九億六千百万円余ですか、減額修正されたわけですね。まあ措置としては特別会計からの借り入れで補てんする、こういうことになつたわけで、これは肩がわりをしてありますから、特に地方財政には直接響かないですね。れども、いままでずっと論議をしてきて、今後の税収の見込みはどうしても厳しいわけですよ。国税三税も厳しいですわね。見通しとしては決して楽観できる材料はありませんから。予算委員会のやりとりでも、再補正はしなくていいんですねとぼくは何遍も念を押したんですが、総理大臣も大蔵大臣も、大丈夫——大丈夫ですと言つたのか、ほほ何とかいくでしようと言つたのか、余りはつきりした答えはなかつたんですよ。

けれども仮に、まあ仮の話じや答弁できないかもしれません、この税収の見通しについていまお伺いしたところによると、どちらにしても厳しいことは間違いない。これは補正後、藏入欠陥が生じたような場合、金額が幾らになるかというのはさつきの推測で一兆二千億とか一兆円とか、いろいろ言われておるんですけれども、そうした欠陥が生じた場合に、再び國の方でその減額分については十分見るような措置でやつてもらわないといふのは、神奈川とか埼玉県あたりでも減収補てん債みたいなものを幾らか頼まなきやならないかなんて心配している県もあるぐらいですから、もし、そういうような歳入欠陥が補正後にも起つて地方財政へも響いてくるようなことになればこれは重大問題なので、一応の見解を聞いておきたいんですが、不足財源の補てんについては交付税の中でまたいろいろこれは試算をして調整しなければならぬと思うんですが、そのときにどのような対応をなさるおつもりですか。

さいますが、今回の補正予算における税収見込み額は、できる限り適切な税収見積もりを行った結果のものであると承知しておりますし、ただいまもるる話がございましたが、大体見込みどおりの税収が確保ができるという大蔵当局の考え方でございます。私どもとしてもそのようになることを心から期待をしておるわけでございます。

資的経費、これはいろいろ地方の何というか、骨氣刺激策や何かでも大事な役割りを占めていると思うんですが、五十年度でこれは三千五百三十億マイナスですね。五十一年が七千八百二十億ですか。それから五十二年が九千九百五十一億。それから五十三年になると一兆三千八百四十五億ですか、三角が。この状況ちょっと深刻なんですが、五十七年度についてもこれは影響出てくると思いますので、一応この状況についての御説明を伺つておきま

画に見合う事業量が確保されたわけであります
が、財政規模の大きい東京、大阪等の一部の団体
で財政事情が厳しいとともにございまして、
五十四年度あたりでは単独事業の伸びを抑制した
ということもござります。これが全体的には影響
しておる。まあいろいろな要素があるわけでござ
います。しかし、いずれにいたしましても結果と
して見れば計画よりも決算が下回つておるという
ことでございまして、乖離が指摘されておるわけ
でございます。

ざいますが、今回の補正予算における税収見込み額は、できる限り適切な税収見積りを行つた結果のものであると承知しておりますし、ただいまもるる話がございましたが、大体見込みどおりの税収が確保できるという大蔵当局の考え方でござります。私どもとしてもそのようになることを心から期待をしておるわけでございます。

仮にの話でございますが、減収が生ずるということ、それはよくわからないのでございますが、そうなった場合でも、補正が行われない限りは本年度の交付税額はそのまま予算に組んであるわけでござりますから、これはそのまま執行できるわけで、支障はない。ただ、率直に申し上げまして翌々年度において精算という問題を生じてまいるわけでござりますから、その際はその分だけ減れば減つてくるということになります。そういう見込みのもとで私どもとしては財政対策、地方財政対策というのを講ずるわけでございます。そういう中で地方財政の運営に支障のないよういろいろな方法を、そのときの最適な方法で講するといふことにしたいと思っております。率直に申しまして過去もそういうことのないよういろいろ私ども努力もしてまいりましたので、それはぜひともその段階においても、仮にそうなっても最大の努力をしたいと思つております。

○大川清幸君 次に、地方の行つてゐる単独事業の関係でちょっとお伺いしておきたいんですが、五十七年度のことについては本予算が回つてきたときにお伺いをしたいと思つておりますが、これいいたい資料で五十年から五十三年まで単独事業、地方公共団体の行つてゐる事業の実績を見ますと、歴年ずっとこれは決算額で見ると計画に對してダウンしていきますね。しかも、その大きくなっていることについての状況の説明をしていただけますか。推移ですね。——ちょっと申れは地方の執行の段階でのいろいろな原因があると思うのですけれども、歴年ダウンしてきて差がし上げましようか。五十年度ですと単独事業、投

資的経費、これはいろいろ地方の何というか、骨氣刺激策や何かでも大事な役割りを占めていると思つんですが、五十年度でこれは三千五百三十億マイナスですね。五十一年が七千八百一億ですか。それから五十二年が九千九百五十一億。それから五十三年になると一兆三千八百四十五億ですか、三角が。この状況ちょっとと深刻なんで、五十七年度についてもこれは影響出てくると思いますので、一応この状況についての御説明を伺つておきたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) ただいまお示しさいましたように、地方財政計画で見込んだ単独事業の額と決算との間では乖離がござります。まあいろいろと過去においては事情が違いますが、最近ではいまお話しのございましたように、その乖離が広がつてゐるということとは事実でございまして、五十四年度で単独事業における計画と決算との差は一兆八千億余りということになつておるわけですが、これはいろいろ事情もございまして、この単独事業の決算の姿そのものが実際に乖離の実体であるとは私ども考えておりません。一つは決算上、いわゆる繰き足し単独事業というものが補助事業の方へ入つて決算をされておるということをございまして、たとえばいまの五十四年度で申しますと、補助事業においてはむろろ計画と決算との乖離という点では、決算の方が六千億以上よけいになつておるということをございまして、そういうことで統計処理上の問題も一つにはござります。

それから、基本的な問題としては、景気が落ち込んだころに公共事業が、最近こそは横ばいになつておりますが、かなり公共事業の伸びを確保することによって景気の浮揚を図つたという状況が続きました。そういうしたことから、どうしても公共事業の負担の方へ財源が回されたということになりましたが、公共事業が優先消化されたといったようなこともございまして、単独が減つたということともござります。また、これは大きな要素でもございませんけれども、一般の地方団体ではほぼ計

画に見合う事業量が確保されたわけであります
が、財政規模の大きい東京、大阪等の一部の団体
で財政事情が厳しいということもございまして、
五十四年度あたりでは単独事業の伸びを抑制した
ということもございます。これが全体的には影響
しておる。まあいろいろな要素があるわけでござ
います。しかし、いずれにいたしましても結果と
して見れば計画よりも決算が下回つておるとい
うことでございまして、乖離が指摘されておるわけ
でございます。
ついで恐縮でござりますけれども、二二二一年
引き続いで公共事業が横ばい、五十七年度も大変
厳しい状況にあるということをございまして、地
域経済にもいろいろ影響があるということで、私
ども地方財政計画でも単独事業を伸ばしております
が、地方団体でもかなり力を入れてまいりまし
た。五十六年度の状況をちょっと申し上げますと、
地方財政計画で八%の増額ということにしておる
わけでございますが、五十六年度の九月補正後の
都道府県の数でございますが、予算額で見ますと、
前年同期比一〇・六%ということをございます。
そういうことでありますので、市町村の方は必ず
しもはつきりしたもののはございませんけれども、
市町村でも都道府県と同様に従来よりは伸長が予
想されておりますので、全体としては八%を上回
る伸びになるんだろうと――これは予算額でござ
いますから、と考えておるわけでございまして、
若干状況が違つてしまりましたので、そちらの実
情は五十五年度、六年度と、特に六年度になつて
くると少し変わつてくるものだというふうに考え
ております。
○大川清幸君　念のために伺つておきますが、こ
の地方財政計画と決算との対比ですか、これは歴
年出していただいているんですか。毎年出てます
か。

省の方針かどうかわかりませんけれども、地方財政が好転しているということです。これは五十六年度補正のかつこうだけ全体で見ると確かに地方財政はいいかつこうにはなってきているんです。中身はまた角度を変えると違うわけですがね。それはそれとして、地方財政が好転しているという見方の上に立って、五十八年度あたりから交付税率の引き下げについて示唆をしているような話を聞いているんですけど、そういうことはないといふことであれば結構ですが、これはどうなんですかね。

○説明員(八木橋博夫君) お答え申し上げます。

ある新聞にそのような報道がなされていましたかのようになりますが、御指摘のよう、五十八年度における交付税率の変更について、大蔵省が現在検討しているということはございません。

○大川清幸君 なければ結構です。

ところで、第二臨調あたりにもかねて地方交付税のことでもわざが出たことがあって、この委員会でも論議になつたことがあるんですけれども、そういう動きというか、背景があることはどうも事実のようです。ですから、予防的な措置といふわけじゃありませんが、この点はダウンなんかしないように、むしろ引き上げ論議の方が学者さんの意見なんかと從来から大勢を占めているわけだから、これは地方を抱えている自治省としては、断然この点がんばつてもらわなきやならないので、論議が出たときにはせつかくひとつがんばって、こんな交付税率の引き下げなどが実現しないように頼みたいんですが、これは大臣いないけれども、お伺いしておきましょうか。

○政府委員(谷洋一君) お答えいたしたいと思ひます。

ただいま御指摘のとおり、地方交付税の引き下がりというふうな論議があるやの話もお聞きするわけでございますが、私どもとしましては大蔵当局からは、ただいま大蔵当局からのお話しのありましたおり、全くそういう話があることは聞いて

はおりません。しかしながら、万が一そういう話があることになつてはわれわれとしては大変でございます。単年度といたしましてはなるほど収支均衡は保つておるとはいながら、何分巨額の借財を抱えておることでもございますので、その点につきましては、自治省といたしましてはこれらも引き下げというふうな論議につきましては、もう徹底的にわれわれの立場を主張し、都道府県、地方自治団体とともにその考えを貫きたいと思つております。

○大川清幸君 ぜひともがんばつていただきたいと思います。

先ほどもちょっとお話を出ましたが、ホテル・ニュージャパンの火災について、先般この委員会で簡単な報告をいたしました。その後、いろいろな報道などがなされて建物自体に欠陥があり、きょうの報道なんかによると、東京都が立入調査をやつたところが、建物そのものが違法でありますなどといふような報道もされております。先般予算委員会でも東京消防庁の曾根消防総監が見えて、社会党の寺田先生の御質問のときですが、まさに人災だということを大分明確に御答弁をなさつておったので、これはまた重要な問題です、人命尊重の上から言つても。

この間の報告は、あのころですから大体概略の報告をいたいたんだと思うんですが、その後、やはりホテルそのものの欠陥としては幾つか挙げられると思うんですけれども、細かくは必要ありませんが、人災として実証できるような条件、どんなものが挙げられますか、一応できたら御報告をしてください。

○政府委員(石見隆三君) お答え申し上げます。

去る二月八日の未明発生いたしましたホテル・ニュージャパンの火災の概況につきましては、二月十六日の当地方政府委員会に御報告をさして、とりえずあの時点で確認をいたしましたも

のについて実は御報告をさしていただいたいような次第であります。したがいまして、あの内容は主として設備があつたかなかつたかというような点を中心にして御報告をしたと存するのでござります。その後、東京消防庁における火災の発生原因調査あるいはまた警視庁におきます犯罪捜査の結果、だんだんいろんな実態がつまびらかになってきておるわけでありますけれども、ただいま先生御指摘にございましたように、私どもまだ東京消防

防庁から最終的な確認された情報は受け取つていません。

はまた関係者の話の中で出てまいつておりますのは、一つは、設備はあつたけれどもそれが、たとえば非常火警報装置の電源が切られておつた、オフになつておつた。その他もろもろの、いわば防火管理上の問題が一つ指摘されておりまます。それからもう一つは、あの事故があのようになつたなんというような報道もされています。先般予算委員会でも東京消防庁の曾根消防総監が見えて、社会党の寺田先生の御質問のときですが、まさに人災だということを大分明確に御答弁をなさつておったので、これはまた重要な問題です、機関に対します連絡通報といふのがきわめて不適切であつたということが一つ指摘されておるわけです。それからもう一つは、あの事故があのようになつたことにつきましてのホテル側の初期消火、あるいは避難誘導、あるいはまた消防機関に対します連絡通報といふのがきわめて不適切であつたということが一つ指摘されておるわけです。

まだ、いま申しましたように最終的な確認をいたしておりませんが、私どもできるだけ早く、東京消防署なり警視庁の捜査が終りますればその辺の情報は収集して全貌を明らかにしたいというふうに存じておる次第でござります。

○大川清幸君 過ぎたことの結果を調べてきちんとお伺いしておきましたが、大変残念だと思います。

そこで、何といいますか、規制ばかり厳重にすること自体がいいとも私は決して思いませんけれども、ホテル経営などの状況を考えますと、商業ベースの問題があつたりして、余り厳格にやられると今度は損害賠償か何かで逆告訴されたりと災害防止のための対策をとつておられたんだですが、再びこういう事故が起つたことについては大変残念だと思いますよ。

そこでは、何といいますか、規制ばかり厳重にすること自体がいいとも私は決して思いませんけれども、ホテル経営などの状況を考えますと、商業ベースの問題があつたりして、余り厳格にやられると今度は損害賠償か何かで逆告訴されたりと災害防止のための対策をとつておられたんだですが、再びこういう事故が起つたことについては大変残念だと思いますよ。

そこで、何といいますか、規制ばかり厳重にすること自体がいいとも私は決して思いませんけれども、ホテル経営などの状況を考えますと、商業ベースの問題があつたりして、余り厳格にやられると今度は損害賠償か何かで逆訴されたりと災害防止のための対策をとつておられたんだですが、再びこういう事故が起つたことについては大変残念だと思いますよ。

御承知のとおり、四十七年の大阪の千日デパートの悲惨な火災がございました。それから四八年の熊本の大西洋デパート、これは私も現場を見ました。ひどいものです。これを教訓にして四十九年に消防法が改正されまして、五十年の猶予期間をもつて五十四年の四月からスプリングラードその他設置、これを法律を手直ししてそのうえに義務づけを行つたわけですね。その後、いろいろ指導をなさつてきた御努力は認めます。なお、その間に五十五年十二月、当委員会にあります。单年度といたしましてはなるほど収支均衡は保つておるとはいながら、何分巨額の借財を抱えておることでもござりますので、その点につきましては、自治省といたしましてはこれからも引き下げというふうな論議につきましては、もう徹底的にわれわれの立場を主張し、都道府県、地方自治団体とともにその考えを貫きたいと思つております。

応ずつと対応しようということなんですか、どうでしょ。

○政府委員(石見隆三君) ただいま御指摘ございました点は、私ども「もつともと存じております。御案内のとおり、現在消防法規におきましては、旅館、ホテルその他防火対象物につきましては、防火対象物の中で消防法違反の状態がござりますれば措置命令をかけ得るという規定がございます。実は、ホテル・ニュージャパンにつきましても、昨年九月、いわば最後の切り札的措置命令もかけたところあります。同時に、もう一点、差しかかった火災の危険性があると認知いたしました場合には、一部分の部分的な使用停止命令というような措置命令もかけ得る根拠もあるわけであります。同時に、このような措置命令に違反をいたしました場合には、最高刑懲役六ヶ月を含むいわばかなり厳しい刑罰規定も設けられておるわけであります。私どもは、現時点におきましては、何としても、各消防機関におきまして今回のような悪質ないわばホテル、旅館に対しましては、ただいま申し上げましたような法律をちゆうちょすることなく適用すべきじゃないかというふうに考えております。そのことを一般も強く各消防機関に指示をいたしたところであります。同時に、そのようなことでございますので、直ちにいま消防法を改正して規制を強めるということにも若干の検討問題であろうと思ております。

なおしかし、今後再びこういう事故が起つてはならないわけでありまして、先生御指摘ございましたような点につきまして、私ども現在の法律が万全であるとも思つておりません。したがいまして、現時点におきましては現行制度はまだまだ活用できる部分も十分あります。それを作成しながら、それを強く指導しながら、片方抜けたところ

はないのかという検討も引き続き重ねでまいりた

いというふうに存じておる次第でござります。

○大川清幸君 消防庁では、防災上のいろいろな装備その他設備、器具等の完備したホテルに「適」マークを交付しておるようござりますが、「適」マークの、何というんでしようか、効力というのと、「適」マークの性格というか、これどういうことになつておるんですか。

○政府委員(石見隆三君) 御案内のとおり、「適」マーク、正式には「表示、公表制度」という名前で実は昨年五月から発足いたしまして、全国の消防機関にお願いをして、いまその作業を鋭意進めておるところであります。

御質問にござりますこの「適」マークのその趣旨と申しますか、私どもは、旅館、ホテルは当然必要な社会施設であろうと思つておりますし、しかし、そのホテル、旅館が安全に快適な形で宿泊できなければやはり意味がないわけであります。

御質問にござりますこの「適」マークの趣旨と申しますか、私どもは、旅館、ホテルは当然必要な社会施設であろうと思つておりますし、しかし、そのホテル、旅館が安全に快適な形で宿泊できなければやはり意味がないわけであります。

○大川清幸君 「適」マークを頼りにするなら、これはお客様の方から見れば一つのけじめがでるが、経済的な事情もあってすぐできないというふうに思つておりますが、旅館、ホテルを、常に荒っぽいのでございますが、旅館、ホテルを、言葉は悪うございますが、いわばやつづけるというふうな趣旨ではないのであります。ただいまして、消防用設備、その維持管理、あるいは日ごろの消防訓練等々ソフト面とハード面を合わせまして二十四項目、六十五カ所につきまして総点検を行いまして、マークにつきましては、御案内のとおり、消防用設備、その維持管理、あるいは日ごろの消防訓練等々ソフト面とハード面を合わせまして二十四項目、六十五カ所につきまして総点検を行いまして、そのすべてに合格したものにつきましては「適」マークを交付するということをやつておるわけであります。

したがいまして、私どもの希望いたしましては——もちろんこの「適」マークというのはいま申しましたように大変厳しい基準を設けて消防機関が調査をいたしておりますので、そういう意味で、直ちにいま消防法を改正して規制を強めるということにつきましては、どこに手を入れていよいのかということも若干の検討問題であろうと思つております。

考えになる際に、あわせて「適」マークがあるかどうかということをぜひひとつ見ていただきたいと思います。泊り願うということも大変強く希望するのでござります。と同時に、一般に、お泊りになるときには必ず予約をなさるわけでありますから、予約なさるときには「適」マークがあるかどうかといふことを一言電話で聞いていただければ、旅館、ホテルはあるかないかを返事をするはずでございまして。その辺、今後、「適」マークの趣旨なり普段についてどうしていくかということを大変苦心をおこなつておるわけでござりますけれども、そのところでござります。

○大川清幸君 「適」マークを頼りにするなら、これはお客様の方から見れば一つのけじめができるので結構なんですが、ホテル・ニュージャパンその他のよう、何遍も指導を受けたり文書で注意を受けながらお改善に踏み切らない。なるほど、経済的な事情もあってすぐできないというふうなことはあるにしても、これは、大事なお客様を預かるのに対応はきちんとしなきやならぬわけで、何遍も行政指導をしたり通告をしても怠けているようなどころについては、まあいろいろ問題があると思うけれども、地方の条例なり何なり、これは地方公共団体なり地方の消防長あたり、市町村長あたりの所管、権限に属する問題ではあります。そこでは、私どもいたしましては、現在全国的にまだ全部やつております。東京都は終わっておりますけれども、全国的に終わっております。それでもられないとかということでもってもらえていいところで、「適」マークの制度が発足いたしまして、その辺大変むずかしい問題があるわけであります。私どもその辺非常に苦慮しております。とてももらえないというところもござります。したがいまして、これを一律に公表ということになりますと、その辺大変むずかしい問題があるわけであります。私どもその辺非常に苦慮しております。と同時に、一つはまた御案内のとおり、「適」マークの制度が発足いたしまして、全国的にまだ全部やつております。東京都は終わっておりますけれども、全国的に終わっております。そこでは、私どもいたしましては、現在公表制度の中で、消防法違反によりまして措置命令をかける、措置命令をかけてもなお期間中に従わないというところは公表しろという指導をしておるわけあります。これは明らかな法律違反ということではつきりいたすわけでありますから、その分については公表する。これはマスコミ等を通じて公表するわけでありまして、そういう方法の中で、今後できるだけ国民の方々にわかつていただくというようなことを努力してまいります。したがいまして、公表するということは、やれということは指示をいたしておるわけでありまして、そういう二まとめて伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○大川清幸君 もう時間が迫りましたから、二つとまとめて伺つて質問を終わりたいと思ひますが、一つは建設省関係で、五十四年三月建築物防火対策要綱、これを作成なさいまして、五十五年以前の建物でも、特に人が多く集まる旅館、ホテ

ル、地下街等に対してこの要綱に基づいて防災対策の指導強化を図られるという努力をなさつておるようございますが、その後の状況についてどうになっているかということの状況の報告、あるいは問題点があれば問題点も指摘してもらいたいと思いますが、それが第一点の質問です。

それから、先ほどホテルの従業員の方々に対する何かひどい話が指摘されておったので、あれは指摘があつたから触れませんけれども、これは労働基準法その他いろいろ問題があると思うんです。が、夜たくさんのお客さんが泊まっているし、空き室があるにしてもかなりな客室に客が入つておる。そういう状況の中で、何か夜中のホテルの従業員が交換手さんを入れて七人とか九人とか言つてましたね。これは旅館業法その他の中でもちよつと考えてみる必要があるんじやないかと思いますが、この辺に対する対応はどうされまさかということ。

それからもう一点、これは新聞報道だから余り明確に私もわからないんですけども、日本交通公社協定旅館連盟、いわゆる公旅連の賠償責任保険、これにニュージャパンの場合は一億五千八百万円程度しか入つていませんで、たくさんの被災者を出しておりますが、補償の問題も自力ではなかなかできかないんじやないかという問題もありますし、台湾、韓国の方々の被災者からはこれは国際問題として発展する心配もあるのではないかと思われますけれども、この辺についての配慮はなさつておりますか。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。

先ほどの最初の御質問でございますが、建築物防災対策要綱で実施をいたしております過去の建物に対する状況でございますが、ホテルにつきましては二百六十五棟の対象があるわけでござります。これにつきましては、五十四年度から五十八年度までという五年間の期間で改修を進めていきましたいという対象物でございます。昨年の九月末現在では、改修が終わつておるもののが百三十二棟、

いまだ終わつていないものが百三十三棟、約半数が終わつておるという状況でございます。その段階でのまだ完了していないもの、その内訳は、工事中のものが十七棟、改修計画を作成しているものが六十二棟、いまだ計画をつくるにも至つてないものが五十四棟でございます。私どもは、いま申し上げましたように五十八年度までと

いうことではござりますけれども、個別の指導に入つて、なるべく早く進めていきたいというふうに考えております。

○説明員(岡部晃三君) 先ほども申し上げたわけですが、業法上どうあるかというお尋ねでは私ども厳正にこれを監視をしていくという立場でございます。

なお、先生お尋ねの点は、夜の従業員数につきましてございますが、労働基準法違反につきましては私ども厳正にこれを監視をしていくという立場でございます。

○説明員(田中治彦君) お答えいたします。

旅館業法上の営業許可のときに、従業員の数の最低数を決めたらどうかというふうな御指摘でござります。旅館業法は、主として公衆衛生の保持増進を目的として制定されたものでございます。そういうような観點から、旅館業法では営業の施設について採光、防湿というような衛生上の措置がいろいろ決められておるわけでございまして、ただこれらの施設を衛生上問題のない状態で保持するというためには従業員の充実が望ましいといふことは、もうこれは申し上げるまでもないことで当然なことでございます。しかし、ホテル、旅館等の施設も管理法もそれぞれ異なるというような状況におきまして、一律にその従業員の数の基準を定めるというふうなことは適当でないというふうに私ども考えておるわけでございます。

○説明員(松田篤之君) 旅館の関係の賠償責任

保険の関係の御質問でござりますけれども、確かに旅館の場合には、火災保険でございますと大体八万五千件ぐらいある旅館がほとんど火災保険に入つておりますけれども、賠償責任保険の加入状

況は必ずしも思わしくなくて、先生御指摘の日本

交通公社協定旅館連盟の団体扱いの保険というのを保険会社が引き受けておりますけれども、この加入会社数が大体四千六百件ぐらいございますが、その中でも、いわゆる一事故当たりの保険金額が十五億円を超すような保険に入つておる旅館というのはわずか六百程度でございまして、その約半数が今回事故に遭いましたホテル・ニュージャパンのように一億円程度、一億五千万といった、大事故の場合には十分被害者に報いられないような金額になつておるのが事実でございます。

したがいまして、私どもは保険会社の方を監督している立場でござりますので、商売をしつかりやれと言つても妙な話でございますが、できれば旅館、ホテルを監督している方々から、被害者が万一の場合には十分救済を受けられるよう、こだなければ大変ありがたいと思っております。

○神谷信之助君 先に、いまのホテル・ニュージャパンの火災問題でお尋ねをしたいと思います。

最初に建設省に一問だけお伺いしますが、けさの報道によりますと、昨日、東京都が建築基準法に係る立入検査をやつたと、そういう報道があります。〔委員長退席、理事名尾良孝君着席〕そして、これは私ども現場を見てまいりまして、建築構造上の欠陥が非常に多いということを当委員会は現場視察をしてお互いに確認をしたわけですねけれども、それに對して東京都の担当の方の話では、竣工検査は、そのときに疑わしいことがなかつたら破壊検査までやらなくていいんだといふ御趣旨の発言があるんですね。ところが、一日、消防庁の案内を見ているときに、消防庁の話では、あの建物は初めからホテルにするために建てるたんじなしに計画はぐるぐる変わつて最終的にホテルになつてきておる、だから構造上も非常に複雑といいますか、いろいろ問題はあるんだといふ説明があつたんですね。そういう点から言

うと、そういういわゆる工事計画から工事中、竣

工に至る間にいろいろなそういう用途の変更に伴う問題というのが当然私はあつたんではないかと

いうように思つんでよ。だから、この破壊検査が、しかも多数の方々が泊まり、その人の命、安全を保障しなきやならぬ建築物でありますから、そういう点ではやっぱり破壊検査をやってはつきりしなければ、外觀だけではわからないようなそういうことが火事になつて初めてわかつたと、いうようなことでは安心できないだらうというように直觀したんですがね。ですから、これは建設省の方でも東京都の立入検査の報告を受けた上で検討されると思いますが、現行法でもそういう破壊検査までやる必要がこういう特定の建物に対しては必要なんではないか。この点の指導は一体どうだったのか。もし、それができないとするならば、やっぱりその点についての法的な措置も考えなきゃならないのではないか。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えします。

ただいまの御指摘でござりますが、ホテル・ニュージャパンの火災におきまして、基準法との関係につきましては、それまで警察の現場検証等がございまして、東京都の実地の調査と、いうのはおくれていたわけでございますが、私どももいろんな方面からの御指摘もございまして、早く実態を把握するようにということで、われわれの方からも東京都に指示をしていたわけでございますが、

昨日現地に入りましたして最初の調査をいたしております。その結果、千五百平米で防火区画をやれといふような規定とか、防火ダンパーというようなところにどうも一部違反事実が認められるようだというよりあえずの連絡はいたしております。昨日現地に最初に入つた段階でございますので、その後の詳細についてはこれからはつきりしてくるというようになりますが、いま御指摘の検査の過程、それもその違反事実等の関係でどうい

う段階でそういうものが出てきたのかということを詳しく検討をさせたいというふうに考えておるわけでございます。

先ほど御指摘のありました用途変更等に伴いま

す問題につきましては、一般に増改築等をいたし

ます場合には従前の建物をそのまま使えるとい

ふことはなくて、新しい建築後の使い方に合わせ

て適法な状態にしなきいかぬというのがたま

えでございますし、当然そうなければいかぬわけ

でございますので、そういうことの影響のあると

ころは御指摘のあるよう十分な配慮がされるべきだというふうに考えております。

○神谷信之助君 これはいづれまた建設委員会で

でもいろいろ追及されると思いますから、きょうはとりあえずその点だけひとつ検討方をお願いし

ておきたいということで、建設省の方は結構でござります、私の方は。

あと、いろんな問題があるんですが、きょうは一つだけ何したいと思いますが、それは感知器と自動火災報知機ですか、この問題ですね。報道によりますと、非常ベルのスイッチがオフになつていたという報道がありました。一昨日現場も行きまして見ましたら事実オフになつておつた。九階の方の煙感知器が感知をして九階のところの明かりがついてベルが鳴ると、だから、自動ではなくて、ふたを開けて手動でやるというわけですから、自動はオフになつておつたというのは私どもも現場で確認ができたわけですね。それがオフになつておられたのか、その理由について消防庁の方ではどう聞いておられますか。

○政府委員(石見隆三君) 非常火災ベルのスイッチがオフになつたというのは事実のようでございます。この点につきましては防災上大変な大きな問題でございますと同時に、警察とされましても犯罪捜査の観点からもこの問題を非常に重視しておられるようあります。

なぜオフにしておつたのかということにつきま

して、私どもといたしましては、東京消防庁を通じていろいろ聞き合わしておるところでございま

すけれども、東京消防庁といたしましては、ホテ

ル側から、なぜオフにしておつたかということに

ついての最終的な明確な回答はまだ得ていないと

いう報告を私どもにしてまいりておるわけで

あります。なぜオフにしたかということにつきま

してはいろいろ憶測されるわけでございますけれ

ども、東京消防庁としては責任を持って、まだホ

テルの方からの回答を得ておりませんので、もうしばらくお待ち願いたいという次第でございま

す。○神谷信之助君 ホテル・ニュージャパンで使つ

ていた自動火災報知機ですね、これのメーカーの名前及び型式名、これはつかんでおられると思いま

ますが、いかがでしようか。そして、それは全国及び都内でのどのくらい使われておりますか。

○政府委員(石見隆三君) ちょっと専門技術的な御質問でございますので、私の方の技術監理官からのお答えを御了承いただきたいと思います。

○説明員(渡辺彰夫君) ホテル・ニュージャパンで使用されておりました自動火災報知設備の受

信機、感知器の製造メーカーは現在のホーチキ株式会社でございます。型式は、受信機にありまし

てはP.H.-1-100AZであります、そのほか

煙感知器はイオン化式のもの、熱式の感知器は差

動式分布型のものがそれぞれ使用されておりま

すけれども、各感知器の型式については現在わか

ておりません。

また、先ほどの受信機の全国及び都内での設置台数については把握しておりませんけれども、

メークーの話によりますと、この型の受信機の出

荷台数は約一万三千台と、このように聞いておりま

す。

○神谷信之助君 それで、この機械は日本消防檢定協会の型式認定を受けている、認定されている

というふうに聞いておりますが、この型式の製品は何に基づいてその規格が決められておるのかと

いう点はいかがですか。

○説明員(渡辺彰夫君) この受信機は昭和四十

四年十二月に型式承認を受けておりまして、昭和

五十二年の十月の火災報知設備に係る技術上の規

格を定める省令の一部改正に伴う型式承認の失効告示、昭和五十三年に出でおりますけれども、こ

れによりまして型式が失効となつております。

法第二十一条の五第一項ただし書きの規定によりましていわゆる今後利用できる期限が定められております。また、この製品は、そのただし書きの規定により期限が定められておりまして、昭和五十五年五月一日までの間販売されておりました。

○神谷信之助君 ですから、四十四年の十二月には認定はされておりますが、五十三年には失効して

いる。そして、猶予期間があつて、その製品自身は五十五年五月一日以降は出しておらない、こ

うなつておりますね。だから、ニュージャパンで使われた機械そのものが現行の規格にはもう適合

していません。そういう機械です。そなへて、さつ

たら、現在はもう製造も販売も中止をしていると

いうものになつてゐるんですね。それがいまもな

きのホーチキ株式会社ですか、これにも聞きました

ら、現在はもう製造も販売も中止をしていてと

いうものになつてゐるんですね。それがいまもな

きのニュージャパンで使われているという、これは

どうしてですか。

○説明員(渡辺彰夫君) 消防法施行令第三十条

第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条

第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令

というものが昭和五十二年に出ておりまして、これ

によりますと受信機の場合に利用できる期限が十

九年となつております……

○神谷信之助君 十九年ですか。

○説明員(渡辺彰夫君) はい。おおむね昭和七十

年ぐらいまで使えることとなつております。

○神谷信之助君 いま十九年と言われたのは中繼

器の方でしょ。

○説明員(渡辺彰夫君) 受信機でございます。

○神谷信之助君 煙感知器の方は十五年、熱感知器は二十年ということですね。受信機は十九年。

○説明員(渡辺彰夫君) はい。

○神谷信之助君 なぜこの猶予期間が認められて

いるわけですか。

○説明員(渡辺彰夫君) これらの機械は、維持管理を行っていた場合に、先ほどの猶予期間の間には火災時に所要の機能を發揮するものであ

るということが技術的検討の結果明らかになつておる関係でございます。

○神谷信之助君 特に煙感知器の問題で言いますと、煙感知器が基準が変わつてくる、そうして、それにまづ連動するのが受信機、こういった全体として失効だという状況になつてきております。しかし、この旧式の場合なぜそなつたのか、その旧式の場合の特性ですね、それは何だったのかと、いう点はいかがですか。

○説明員(渡辺彰夫君) 昭和四十四年の基準によりますと、非火災報を防止するために不作動試験というのをやつております。それからまた、老

化試験と称しまして、長年月の使用に耐えるかどうかの試験をやつております。それからもう一つ防水試験というのをやつております。それからまた、老

化試験と称しまして、長年月の使用に耐えるかどうかの試験をやつしております。それからもう一つ防水試験というのをやつております。それからまた、老

におきましては非火災報減少のために約三つほど
の試験が追加され、基準が改正された次第でござ
ります。

○神谷信之助君 どうもちよつとわからぬであります。私が、私いろいろ調べてみますと、「火災」という雑誌ですか、それでは、自動火災報知設備の非火災報の原因という調査もあります。そういう非火災報の多発が居住者の不信を招いて逆に火災の被害を大きくするという例が、札幌市の消防局とか自治省の消防研究所の資料とかいうのがありますね。私も、消防研究所も現場一遍見せてもらつたことがあります、市販の感知器を、熱感知器や煙感知器を集めいろいろ試験をやられていましたがね。だから、そういう点でいろいろ工夫され、検討されながら来ているのですよ。ところがニュージャパンはその旧式の状態のままであると。そうすると、運動していくともうしゃつちゅう鳴るわけでしょう。しゃつちゅう鳴つたんではこれは客商売ですからやあいが悪い。営業上ぐあいが悪いし、それから、またかということで今度は信用されなくなるということでオフにしているという状況が生まれていなんではないかというようにも思ふんですが。この点は、先ほどはもう一つはつきりわからなかつたようですが、その点はどういうようになっておられますか。

そこで、いま先生も御指摘ございましたように、非火災報をできるだけ減らそうとすると、感知器自身が非常に鈍感になつていざのときによほど煙が立たなければ報知をしない。敏感に働かせると絶えず鳴ておりますので非常に迷惑だということがござります。そこで、率直に申しましてこのかね合いをどの辺に置くか、と同時に、有効に作動させるためにはどうするのかという問題だと思うのであります。

いま先生もお話ございましたように、私の方の担当課もござは、どうにつけ手をもつて、間違つ

消防研究所ではかなりこの辺の研究を長い間やってきておるわけでござります。同時に、もう一つはこのようない煙感知器とあわせまして他のシステムも組み合わせまして、何らかもっとシステム的に火災の報知、感知ができるいかということも並行しながら、いまいろいろ専門家の方々にお集まり願いまして研究会をやっておるわけであります。確かにこの辺は、火災報知器の感度の問題といふのは、お示しのように問題だと思っておりまします。ただ、その結果が今回のホテル・ニュージャパンのあのスイッチを切ったのにどう結びついたのかという点につきましては、前段御答弁申し上げましたように、まだ十分解明はできておりませんので、いすれにいたしましても東京消防庁あるいは警視庁の捜査なり調査を待ちまして私ども確認をいたしたいというふうに存じておるところでござります。

五、六回もあるって、そしてパンツに近いようなことが起っている。ですから、煙感知器の位置をあちこち変えてみたりいろんなことをやって、最近では月十四・五回、今月の二月に入つてからの記録を見せてもらいましても五回非火災報が起っているんですね。ですからこのヒルトンの場合は、消防署の御指導で自火報と連動する非常ベルスイッチをオフにしているんです。手動に変わっているわけです。だからこれはニュージャパンの状態と同じ状態にしているのです。ですから、ニュージャパンの場合も、オフにしておるということは消防署自身もよく御存じのはずだろうと思う。あるいは指導があつたんではないだろうか。というのは、検察というのは消防署は非常に厳密に細部にわたって行っておられるので、見逃すはずはない。ヒルトンホテルの場合も年二回公式の検査があつて、そのときは十名からの消防署員が来てまる一日徹底的に調べる。そしてその結果は、立入検査の結果通知書、このくらいの厚い文書でカーテンがどう、じゅうたんがどうと非常に細かい点についてまで指示される。それがあるからまた経営者の方も改善をしていくことがあると思うんですが、そういうことで改善が求められておる。こういう公式のやつが年二回はあって、それ以外に年に四回。だから、合計すると年に六回はヒルトンホテルの場所はありますと、こういう話です。

かかるということを消防署も認めるということになつてゐると、これはちょっと私は問題だと思うんです。だから、もうヒルトンホテルの場合は、ニュージャパンの火災以降は消防署に言われぬとも、とにかくもうすぐオンにしています、現在は、もののかあつたらえらいこつちやういうことでオンにしているといふんですね。そこで、オンの場合当然非火災報がどんどんふえてくるので、そういうことになると非常ベルが自動的に鳴つてくる、客商旅館なんで困つておるという話をなさつてゐるんです。そうして、新式にかえる計画はいまのところあるようです。もうこうなつてはいかぬなということになつて、機械を新しくかえるという計画をまんなさりつつあるようですよ。これは「適」マークなんですよね。そうすると、先ほどの、非常に嚴重なまで「適」マークをやつてゐるんだけれども、「適」マークのところでもそういう古い形式の自動報知機があり、しかも消防署もやむを得ぬなあとということでオフにするのとを指導されている。そうすれば、実際に出火してそれを感知しても、少なくとも四分以上はかかると、こうなりますからね、これは大変な問題だというふうに思ふんです。

そこで私は、こういうことを聞きますとやつぱり、当該の麹町消防署の方も、とりわけニュージャパンに対しても問題ホテルですから、年に数十回にわたってやいやいや言つておつたというように東京消防庁の方もおつしやつておるわけで、ですからういう状態。しかもあれは、防災センターはホテルの外にありますからね。ああいう場所に置いておいて、さてといつて走つたって、これはヒルトンホテルよりもよけい時間かかる。そういう場所にセンターが設けであるという状況ですからね。そのことは当然御存じだったはずだと思うし、また、オフにしているという状態も承認をされる。あるいはそういう指導をされていたか、そういうことがヒルトンホテルでやられているんだから、同じようなことになつていたんじゃないかな、こう

いうように思うんですねけれども、もしそれを知らなかつたとしたら、一体何の査察していただんだということになりますね。ヒルトンホテルは細かくやつてこつちは見逃したのかと、こうなります。この辺はどうも理解に苦しむんですが、消防庁どういうふうに聞いておられますか。

○政府委員(石見隆三君) 私どもも、なぜオフになつておつたのかということについて、ただいま申し上げましたように、まだホテル側からの明確な答えをもつていらないということありますけれども、オフになつておつたことはもう事実だということは東京消防庁は申しております。そこのオフになつておつた状況を詳細まだ東京消防庁からいろいろ、これ非常に重要な問題でござりますので聞いておるわけでございますけれども、現時点におきまして東京消防庁からの報告では、受信機の主旨響スイッチ、主のところでござりますが、そこは入つておつたと、地区のベルはオフになつておつたということは承知しておつたと東京消防庁は申しております。したがいまして、主なところは入つておりますから、地区のところで切れておるわけでありますから、地区のベルが火災信号を受けましたらベルが鳴らせるようになればその使い方なりを十分身につけておいてほしいということは、査察あるいは視察の都度、指導してまいりてきておつたという報告を受けているところでございます。

○神谷信之助君 それはおかしいですよ。一昨日現場に行きましたしてそこで説明を聞いたら、そここのセンターにおけるのは警備会社の警備員、ガードママンが五人おつて、そうして出火当時は仮眠三人、起きていたのは二人だと。そして、その警備員はその機械の操作の仕方は知らなかつたようだそうです。そして、その警備会社とニュージャパンとの契約は一体どうなつていたんだろう、こういう疑問がわくわけですね。

そこで、そこいらの話では、いや、警備会社は駐車場中心の警備をやられておつて、ホテルの中に入らぬようにと言われておつたらしくて

よと、東京消防庁ですか、おととい行つたときの話に出でていますね。そうすると、ホテルの火災発生に対し責任を持たない者がセンターにおつたということになるんですよ。それを消防署は何遍も査察しながら知らなかつたといつたら、一体何を査察しているんだということになる。知つていたら、直ちにそこで指導をしなきやならない問題である。だから私は、そのところは非常に大事な問題。機械の問題、そしてオフをしているのとオンにしているの——オフならオフで、二人や三人ではもうこれだつたら間に合わぬですよ。現場へ走る者と、そして確認をしてすぐやる者と、それでも最低四分かかるというよつた事態がそのまま許されていいのかどうかと、こうなります。

それで、現在の新型でも、十分開発された新型でも確かに非火災報はあります。しかし、非火災報の数はうんと減りますわね。それは消防研究所でいろいろ試験をやつて大体うんと減るという状態。だから現行になつてゐるんですね。まだまだそれは開発されていくでしょう。だけれども現状はそうなつたままであって、しかもそれは「適合マーク」のホテルでそうなつているんですよ。ヒルトンホテルは、いまはもうオンにしたからその心配はなくなつた。しかし、そのかわり非火災報がたび重なつてくれれば、これは不信を招くことになつてきますね。だから、新型の機械にかかるにはいろいろな手当をしなきやならぬという問題もあるでしよう。問題は十五年とか十九年とかへらばうに長い猶予期間ですよ。機械古いままで、まあ一定程度それは猶予期間といふのは必要でしようけれども、十五年や十九年というよつた、あるいは二十年というよつた、そういう猶予期間を置いてそのまま見逃しているという、そしてそれに対する指導というものが実際の現場に当たつて、現場の人の意見を聞いてやつてない、私はそこが問題だというふうに思ふんです。だから、これは重大な問題ですから、いずれまた当委員会でこの問題取り上げることにならうと思うんですけど、ひとつこの点についてははつきり実態について

報告をしてもらいたい、こういうようにお願いしたいと思うんです。
ほかの問題もたくさんあるんですけども、きょうは法案審査がありますから、消防問題で一つ、消防序あるいは消防署自身の指導の面で私は非常に重大だというように思いましたので、きょうはとりあえずその点を指摘をして、事実調査はひとつ抜かりなくしてもらいたいということをお願いして、この問題は終わりたいと思います。
それから次に交付税問題に移りますが、先ほどからお話をありますと、五十六年度の地方税の税収不足見込み、この問題いろいろ同僚議員からも質問をされています。先般も衆議院の予算委員会でわが党の岩佐議員がこの問題を取り上げて、そろして個々の自治体によって税収不足が相当出るであろう、したがって、その場合には減収補てん債の発行その他しかるべき措置はとりますということは御答弁になっています。なっているんですが、この見通しですが、先ほどからも言って、とりあえずの措置は交付税関係の方の措置だけはしだけれども、地方税の実際の税収不足がかなりの部分出てくるとすれば、とりあえずこの減収補てん債をなさるという、そのほかの手当てをするということなんだけれども、大体どの程度に結論的に言いますと、もう一度確認の意味でどの程度と見ておられるかお伺いしたいと思います。地方税ですね。

心として入りぐあいがよくなつておると、そういった問題もありますので、私どももこのままで推移をするというふうには考えていない。希望を持つて、また上向いてくるであろうということを希望を持つて期待をしておるわけです。しかし、それじや、その期待がどの程度まで期待できるんだということになりますと、またそれ必ずしも明確にお答えできない、こういう状況であるわけでございます。

ういう期待をしながら推移を見守つておるといふのが実情でござります。

○神谷信之助君　ですから、個別の自治体の経済的条件によってアンバランスができますから、一たがつて、從来やってこられたような減収補てく債務その他の措置をとりあえずはとらなきやならぬ、こういうふうに思うんです。

問題は、もう一つ今度は交付税の方ですが、今度交付税は、補正措置されておるのはまだこれも一部であつて、あと実際に国税の法人税収入が減

にならぬかぬということになりますわね。現在の段階の補正の部分については、臨時の部分と、それから片一方の借入金で一応処理したことになりますと、この辺の精算が五十八年度に

る。だから、これから予想されるのは、私たちの予想で言えば相当大きなものになるというような見方をしておるんですね。だから、交付税で恐らく、七千億前後で、そこから、やういの影響が出てくる

のではないかという心配をしておるんです。そうしますと、これ五十八年度に精算をするということになると、五十八年度の交付税会計がそれ

だけ頭から削られるということですね。しかし、そういう状態になつても地方自治体の財政運営に支障のないよう、従来のいろんな手法を駆使して解かりたいと思います」ということになるんぢう。

と思うんですよ。
しかし、五十八年度という年はそういうことができるような条件があるんだろうか、いまの国のが

財政の推移を考えると、五十七年度の予算の編成でゼロシーリングであって、そして防衛費それから海外協力でも特別のところは突出したけれども、まかのところももう大なたをふるってきて、

る。それから、五十八年度は、いま国会の予算審査でも出でていますように、防衛費がさらに後年度負担がばつと出てくるという年度になるでしょう。

だから、五十八年度予算というのはゼロ・シーリングでじやなしにマイナスシーリングになるんじやないかとさえ言われる。そういうときに交付税財源といいますか、自治体の財源をちゃんと確保する

というのは、ことしよりも一層厳しい。これまで行けばですよ。いまの政府の方針が貫かれること——僕らは変えと言っていますけれども、いまの政府の方針が貫かれるとすれば、五十八年度の地方財政の財源措置というのはもつともっと厳しくなると思う。

われわれから見て、ますと、そういう五十七年度の予算を組むときに、去年までは財源不足が多かったのに、うまいぐあいに今度はとんとんになりましたとうまいこと計算をして、それでもいろ

んな手当をしてやらないかぬと、こうなつてきていますね。これ、五十八年度になつたら、そういう精算分を含めて、しかも国の財政状況、このままの状態で推移すれば大変困くなると思うんで

だけれども、この辺についての見通し、口約束に
ならないで、必要な財源というものが確保できる
というように言い切れるかどうか、この辺いかが

○政府委員(土屋佳照君) 最初の、五十六年度の地方税の減収分につきましては、私の方からお答えすべきところをお答えしなかつたわけでござりますが、

ますが、たびたび申し上げておりますように、その団体の財政運営の状況を踏まえて、必要があると認めた場合は減収補てん債による財源措置等を

今まで支撑のないように私どもとしてやっていきたいと思っております。

いま御措置をお願いをしておるわけでござりますが、今後一体どういうことになるだらうかといふことについては私どもも重大な関心を持つておる

わけでございます。しかし、直接に担当しておられます大藏当局においては、今回の補正予算における税収見込み、最終的に見込んでおるものについてはいろいろな要素を前提にして、できる限り

適切な税収見積もりを行つたということを聞いておりますし、またたびたび大蔵当局の方からもその点については必要な額は確保できるという見通

しては、直接担当しております大蔵当局において
そういう考え方を持つておられる限り、そのとおりに税収が確保されるということを期待しておる
わけでございまして、そういった前提で考えざ
を得ないわけでございます。

したがつて、それ以外のことについては、まことにこれ仮定の話になりますので、私どもとして
も国のそういうものを含めて一般的にどうこう
と申し上げる立場にないわけでござりますけれど
も、先ほども申し上げましたように、仮に見込み
が違つたと――大蔵当局は違わないと言つておる
わけでございますが、仮に違たとした場合はどう
なるかということを申し上げますと、本年度はこ
れは補正が組まれない限り予定どおりの交付税は
確保できるわけであります、その分翌々年度に
おいて精算をするということになりますから、そ
の分減れば精算減ということになつてくるわけで
あります。したがいまして、五十八年度の地方財
政がどうだということは五十七年の末にいろいろ
検討するわけでござりますけれども、その際に全
体の税収の動向なり、また、地方税の動向のみな
らず国税三税の動向等を十分踏まえて、私ども
としてはその精算分も含めた場合どうなるかとい
うことをして入面ではいろいろ試算をいたします。
一方、歳出面では引き続き抑制基調に立つていく
ことだと思いますけれども、いろいろな標準的なな
仕事ができるような歳出を確保するということと
して、その間で收支がどうなるかという見通しを立
てて、その場合に必要な歳出が執行できるよ
うな、そのための財源措置というものは十分考えてま
で、いりたいと思っておるわけでございまして、そ
の際に具体的にどうなるかということにつきまし
ては、私どもとしてもいま答えるような状況で
はございません。

政府の経済見通し等についてはもう御承知のと
おりでございまして、もうろの努力をしながら
閣議決定された線を、名目成長率八・四%、実質
五・三%というものはこれは実現していく努力を
していかなければなりませんが、そういうもの

が実現していく過程においておおいに税収の見込み等も出てくると思います。それを見ながら対応をしていかなければなりません。いまどうなるかということを前提としながら、私どもして具体的にこうするということは申し上げられませんが、われわれとしては、これはもう過去のことを見ていただきましても、全体として地方財政が適切に運営できるような手段はいろいろな方法がありますけれども、そのときにおいてこれが一番適切だらうというものを見出して措置をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 これはもう一遍、きわめて政治的な問題になりますからね、大臣が来ておられた大臣に聞かないかぬ問題なんで、ですかからかわって政務次官にひとつ決意といいますか考えを聞かせておいてもらいたいと思うんです。

ただ、われわれが思うのは、たとえば今度の補正でもそうですが、減収になった分は特別会計から借り入れて、そちらへ返すときには、本来国が全額持つべきものを、五十三年以降ルール化されているからといって、二分の一は地方に負担をさせるという手法がとられてきているわけですね。これが五十九年度からでしたかいよいよ償還期に入っていくわけでしょう。そういう問題も出てくるわけですね。そこへもつてきて今度は、先ほども同僚委員からありましたように、そういう税収見込みの食い違い、しかもその原因になるのは、可処分所得を弄やさない、この五、六年間にわたって所得税の減税もやらない、国民のふところをますます寒い状態に置いてきている、消費不況と言われるいろいろな状態をつくってきてる経済政策の失態も少なくとも一つの原因だ。だからそれは、この二分の一は地方団体が見てよという、そういうルールに従つてやってきてるというそのこと自身は、いまでもわれわれは一貫して反対しているんですね。だから、こういう手法をさらにもう一層厳しくやってくる、地方負担がふえるといふようなことはとうてい許されるものじやない、それ以上に許されるものじやないとい

○政府委員（谷洋一君） お答えいたしたいと思うんです。政務次官のお考えを開いておきたいと思うんで、うよううんですが、その問題の解消を含めて、ます。

五十六年度の国税三務の今後の問題並びに地方税の問題等につきましては、先ほど来御指摘いただいておりますように、いろいろと不安要件もあらるわけでございます。しかしながら、また反面大蔵当局の方もこの場で申し上げておりますように、確保するというふうな立場でがんばっておりますわけでございまして、われわれは何とかひとつ現時点における予定どおりの確保することに努力大

○神谷信之助君 五十八年にもう一つかかってく
るのは、第二臨調の基本答申が出ることになつて
いますね。これには国と地方との事務の再分配問
題と、それから当然それに伴う国と地方の財政の
あり方の問題なんかについても検討をされている
というふうに聞いているんです。したがつて、こ
の事務の再配分問題はまたいすれいつか機会を見
て議論をしたいと思いますのでそつちの部分は別
にして、財政問題ですね、これについて今日まで
臨調の方から自治省に対し資料の提出あるいは
聞き取りというのですか、調査ですか、そういう
ことがあったのかどうか、この点はいかがで
しょうか。あればちょっと中身をお答えいただき
たいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) 昨年の第一次答申に
先立つていろいろと事情聴取をされ、また、私ど
ももるる説明をしたことはございますが、今回に
ついては、まだそういった機会はございません。
これから多分、来年度の地方財政計画等を踏まえ
ながら今後の方針についていろいろ意見を聞か
れることになるのではないかと思っております。

○神谷信之助君 先ほどもちょっと出ておりましたが、臨調の委員の中には、交付税率を引き下げろという話も出ているということも報道されています。それに対しては、自治省としては、三二%を下げるには反対だ、しかし、いまの国の財政状況を勘案すれば、引き上げることも考えていいという答弁があつたと思うんですが、交付税率の引き上げは考えてもないといふように聞いたんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(土屋佳照君) 先ほど私が申し上げたことは、若干前提が違いましたので、ちょっと今までの臨調に関連しての私どもの考え方を申し述べさせていただきます。

御承知のように、臨時行政調査会では行政の簡素合理化を図るという見地から、歳出全般にわた

御承知のように、臨時行政調査会では行政の簡素合理化を図るという見地から、歳出全般にわたる見直しが進められておるわけでございまして、その中で地方交付税の問題も議論されていふことは聞いておりますけれども、いま申し上げましたように、具体的にどういう中身でやつておられるかということは承知しておりませんし、私どもが詳しい説明をしたこともないわけでござります。ただ、地方交付税は国庫補助金や各種の経費等の一般歳出とは根本的に異なつておると私どもは考えております。國、地方間の事務配分と経費負担区分に見合つて國と地方の間の税源配分の一環として設けられておるものでありますから、地方公共団体共有的国有財源と考へるべきものだと、私どもはこう考えております。そこで、國の財政事情を理由として、いま申し上げましたよくな國、地方間の基本的な財源配分の方式であります地方交付税率のあり方を問題として取り上げるということは適切でないと私どもとしては考へておるわけでございます。また、地方財政の現状から見ても、非常に累積した赤字を抱えておるわけでございまして、適当ではないし、問題であると思つておるわけでござります。

しておりますが、その場合におきましては、かねがね私どもも主張しておりますように、地方の自主性、自律性を高めるという方向で行政事務の配分ということが検討をされるべきものだと考えておるわけでござります。したがいまして、そこで検討される財源配分についても、地方税、地方交付税等の一般財源の充実が図られるべきものだと考へておるわけでございまして、先ほど申し上げましたのは、五十七年度の地財対策の際に一応収支の均衡の見通しがついたのでそれは言わなかつたという意味でございまして、今後のあり方は、いまの国と地方との機能分担のあり方で、それはむしろ地方の自主性を高める方向となれば、一般財源のあり方も当然そこで検討をされるべきものだと思つておるわけでござります。

わめて抑制的な基調に立つて節減合理化を進める
す。節減合理化をしながら財政再建に向かってい
きたいということです。その結果がこう
いうことになつたのであります。それでも私ど
もは、これで收支が均衡されて地方財政が完全に
健全性を取り戻したとはちつとも考えていないの
であります。今回の収支の均衡についても、い
ずれ御審議はいただくわけでござりますけれど
も、三三%の法定分では足りなくて、約千億近い
金を借り入れて、それでやつております。このことと
先ほども御指摘がございましたが、五十六、七、
八との三年度間は交付税特別会計における借入
金を返還をいたしません。五十九年度以降に送
り込んでおる。本当は、従来どおりの条件である
ならば、本年度も五十七年度もかなりなものを見
返すべき状況にあるわけでござりますから、そこ
を含めて考えなければならないという点がある。
そこらの詳細な点はなかなか世間にはわかりにく
いという点もあるだろうと思つております。

かという見通しを立てるのにわれわれもいろいろ議論はおるわけですが、なかなか見通しがむずかしい。そういうことで、的確にこうなるであろうという前提のもとでの議論がしたいといふものについては各方面にPRもし、御理解をいただく努力をしなければいかぬと思つております。

○神谷信之助君 もう一つ、たとえば臨調の中の意見として、これは報道でわれわれ知り得る範囲ですが、それでは、いわゆる地方の上乗せ福祉についての財源は地方で持てというような、特別地方税というのですか、そういうものでひとつやれども、いろいろな材料をもとに私どもはいろいろな機会に地方財政の仕組みなり今後の問題点なども、いろいろな意見も出てきたり、それから、地方財政計画を超えて支給されている人件費をカットすれば毎年一兆円ぐらいは浮くであろうとか、ちょっと理屈に合わない面もあるんだけれども、そういう議論も出ていると思うんですよ。

しかしこれは、私は国会に当委員会にずっと所属して数年余りになりますが、一貫して言つていいのは、そういう意味では早く国と地方との事務の再配分、本来この仕事は実際直接利害関係を持つ地域、地方団体でやる、そしてそれに必要な財源というものを保障する、國から逆に補助金をもたらつたりなんかして、頭を下げて「一々もららんじゃなしに」、そういう國の仕事に対する地方の仕事というものをもつとはつきりとして、そして、その地方の仕事に対する國の援助というものをどうするかということをやるべきだ。われわれはそういう角度からわれわれ自身の意見も申し上げてきて、國も財政難だからそんなことを言つても始まらぬ

りの仕事で来ているわけですね。そういう中で臨調が国の財政の観点からいまそ
こへメスを入れようとしているので、私はそ
うなるこの辺、地方自治、行財政に責任を持つ
自治省も努力をされたんだろうけれども、それな
りの問題提起がいままだにできていないという点に
ついては、やっぱり重大な責任を免れないのじや
ないかと思う。いろいろな研究会つくってやられ
ていることも知っていますし、また、その一部分
について当委員会でも私は批判をしたり問題の提
起をしたりしたこともありますけれども、しかし、
全体像というのはなかなか明らかにならないな
い。そういう中でいま臨調が進める地方事務の再
配分及びそれに伴ういま局長言われるような財源
問題、これに今度対応して議論をやれるかといふ
危惧を持つんですか、この点はいかがですか。

自律性を高めるという方向でやつてもらいたいし、それに対応するいろいろな資料等も必要がある。お出しもして、議論をしてもらいたいと思つておるわけでござります。

ただ、その中で、おっしゃいますように、本來なら地方の自主性を高めるという点からは、もつと地方税そのものの強化というのがあっていいのではないかと思っております。しかしながら、そういうたつの税源配分をやるには余りにも地方の、地域ごと地方団体ごとの税源の格差が大き過ぎる点がござります。したがいまして、交付税制度といつたものを持ち込まさるを得ないというのが現状でございます。

しかし、それでありましても、先ほども申し上げましたように、事務の見直しの過程で地方が分担する機能というものを強化し、あわせて一般財源はそれでバラレルにうまくいくけるような方向へ持っていくべきだと思っております。今後も、いまからが煮詰めた話になるようございますので、私どもとしてはいろいろな機会ごとに、これは私どもだけではなくて、國の他のいろんな各省とも関連がございます。そういうたところの意見を聞きながら、そういうた方向へ持っていく努力をしたい、これが私どもの率直な気持ちでござります。

○神谷信之助君 まあ歴史的に見ますと、戦前の地方自治体と戦後の地方自治体というのは、性格自身は百八十度転換をする、それで、地域住民为主体の、憲法に言ういわゆる「地方自治の本旨」に基づく地方自治を目指す、そういう制度にはなつたけれども、だから、革袋は新しくなつたけれども、入っている酒はそのまま古い酒が残つておる。シャウブ勧告にしろ神戸勧告にしろ、実際上はほとんど実行されないまままで来ていますからね。それがいま大きく見直されなきゃならない。新しい革袋に合うところの新しい酒を蓄えなきゃならぬという段階だというふうに思つんです。

それで、これはいづれまたやりたいと思うんですが、もう時間がありませんが、ただ、次の機会

おきますが、一つは、先ほども話がありました自治体の入会費が高いということで百五十団体ですか、特別に指導をするという方向を出しておられます。この基準はどういうことで百何十団体ということを選ばれましたか。

○政府委員(大嶋孝君) 基準はどうかという御質問でございますが、単純に高い方から百五十団体を選んだ、それで百五十団体目に二つ三つほど同じラスの指數があつたのですから百五十三団体だと、こういうことでございまして、ラスの高い方から選んだということをごります。

○神谷信之助君 これで、ラスでいくとどこまでいっているんですか。

○政府委員(大嶋孝君) たしか一一五・幾つだったと思います。

○神谷信之助君 このラスの問題でいろいろ別の見解を持っていますけれども、今まで政府にいろいろ聞いておった過程では、ラスが必ず一〇〇でなきやならぬということではなくて、一定のばらつきがあるのはあたりまえだろうと、自治省として許容される、許される上限というのはどの辺だということになつていますか。

○政府委員(大嶋孝君) ラスの指數につきましては、一定の幅があるということは、これは私は当然だらうと思います。ただ、いま申し上げまして、たように、百五十三団体を選んだということは、単純に上から百五十三を選んだわけでございまして、そのラスの一番下が一二五・幾つというのは、それ以下は差し支えないということでは決してございませんので、それ以下についてもなお努力をしてもらう余地は十分あるよといふうに考えております。したがいまして、どこまで許容するかということにつきましては、これはなかなかむずかしい問題がござりますので、いままで公式に申し上げたこともございませんし、また、具体的なところまでだということは大変むずかしい問題だらうと思います。

○神谷信之助君 どこまでせいという目標なし

に上から百五十選んできた、二百選んだらもつと下になる、こうなつちやうだけの話なんでしょう、百五十というのは、余り科学的な意味がないということになるじゃないですか。

○政府委員(大嶋孝君) 百五十そのものに非常に科学的な意味があるかといふことでござりますれば、それは確かに御指摘のとおり、大変科学的な意味を持つておるわけではございません。ただ、各団体によりまして、ラスが同じように高いといいましても、その中身はいろいろあると思うんです。たとえば給料表 자체がいろんな問題を持つておるとか、あるいは初任給からしてずっと高くなつておるとか、あるいは一部の中高年のところで高いためにラスが高くあらわれておるというようには、団体によりましてそれぞれ事情は異なります。

したがいまして、私どもとしては団体ごとにどういう問題点があるのか、ということをやはり一度調べてみなきやいかぬということで現在調査をお願いをしておるわけでございます。そういたしますと、私どもの事務的な職員数にも限りがございますし、大変たくさん団体を選んでみましてもなかなか精査が行き届かないというようなこともございまして、とりあえず百五十団体ということになりましたが、それで改めてやるつもりですけれども、もう時間ですからね、基本的な問題は、午前中にもちよと出ておりましたけれども、自治体の労働者の賃金を決定するのは、その自治体の長と、それからそこで働く労働者の組織、労働組合との団体交渉によって決められる、本来はそういうものである。それは当然社会的な条件の制約も受けながら、あるいは地域的な条件も受けながら決定する、合意される。しかも、その合意されたものは議会の承認も要る。その合意の一つの基準として出てくるのが、人事委員会を持っているところは人事委員会の勧告である。こういう仕組みになつておるわけであります。それがどうして国と一緒にできなかならない、そのことを強制しなければならない

にいかがですか。

○政府委員(大嶋孝君) 仕組みとしては確かにいまの御指摘のとおりだと思います。ただ、地方公共団体の職員の給与といふのは、國ないしは他の地方公共団体ないしは民間の給与といつたものと均衡のとれたものでなくちやならぬ、こういうふうなのが原則だと思います。そこで、いま一般的に言われておりますように、大変過ぎるといふようなところが、世論の批判を受けおるわけでございます。そういたしますと、結局それを、昨年の臨調の答申にもござりますけれども、本来なら自律的な機能によってその改善が図られるということが、私は私ものとおりだと思います。また、そうでなくちやならぬと思います。そういう意味で、世論の批判を受けないというような形の方へ持っていくという努力を各地方公共団体はしまして、それは地方公共団体の議会もありますし、長もありますし、それから組合員諸君の問題もござります。その点のところを十分御理解をいただきたい、こういうふうに私どもは言つておるところでございます。

○神谷信之助君 しかし、高い方は百五十三団体挙げられたんですけども、一〇〇を切っている低いところはどれだけあるんですか。また、それに対する指導はどうされるんですか。

○政府委員(大嶋孝君) いま一〇〇を切つておる団体の数というのは、ちょっとここに持つてまつておりませんが、まあかなりの数はあると思ひます。それにつきまして格別引き上げろとかあるいはもっと下げろとか、そういうような指導をしてはおりません。

○神谷信之助君 それはおかしいじゃないですか。高い方だけわいわい言うて、低い方は知らぬ顔しているというのは、そんなあなた、むちやくちややがな。先ほどおっしゃった國の基準、それから地域の近隣の条件、それから民間との均衡、こうおっしゃつておるわけだから、そんなあなた、低いところはほつたらかしやと、これは片手落ち

のか。この点はいかがですか。

○伊藤郁男君 先ほど来の論議の中で、自治省の考え方を私どもはよく理解できるわけですが、しかし、依然として政府部内には地方の財政というものは余裕があるのではないかと、こういう見解が事実あると思うんです。臨調の中でも、先ほど来ておられたとき、私は私は事実だと思うんですね。たとえば、やっぱり厚生省が昨年国保の一部地方肩がわりを強引に主張をし、自治省が反対をしてこれは見送りになりましたけれども、そういうような動き。あるいはガス税、料飲税の免稅点が引き上げられていた、こういうことを考えますと、もう政府部内にも臨調の中にも、地方財政というものは国と比べて十分に余裕があるんだと、こういうような見解は私は事実存在をしておると思うんですが、そういう見解の根拠というものはどこにあるとお考えですか。

○政府委員(土屋佳照君) 地方財政全体についていろいろな意見があることは事実でございまして、たとえば一昨年末における一部財界における交付税率引き下げ問題から端を発しまして、昨年の臨調におけるいろいろな動き等は、全般として見れば地方財政が樂といいますか、もう少し引き締める必要があるといったような考え方が前提にあると思います。それはいろいろな原因があるだろうと思っておりますが、そういう場合によく例に引かれますことが、地方団体の職員数といつも立つてその判断をしてやつておられることがありますから、乖離が出ることは事実であるわけであると、いろいろな議論の中で、端的にどうもやつぱり地方は樂ぢやないかという疑問を抱かしておられるんじゃないかというふうなことがよく指摘されている。そういう動向などを見ておりますと、いろいろな議論の中で、端的にどうもやつぱり地方は樂ぢやないかという点を挙げますと、やはり給与の点にあります。そういう点を抱かしておるのではないかと私としては感じておるわけでございます。

もええところで、とにかくどこからうるさい声がするので、強引にやつておるということになることなどもそういう方々の一つの論拠になつておることは事実だと思っております。

○伊藤郁男君 おっしゃるとおり、まあ結局ラスパイレスがいま一〇六・九ですか、国家公務員より給与が事実全体として高い、これは明らかだと思つてます。それ以上にさらに高い給料を払つているところが先ほども御説明ありましたようにかなりの数に上る。こういうように給与が高いといふところから地方財政には余裕があるんだと、こういうのが最大の理由ではないか、私はそのよう思つてますけれども、もう一度御見解をお伺いしたい。

○政府委員(土屋佳照君) いろいろなそういうた議論が行われるところで、私は、たとえば地方財政計画において必要な標準的な行政をするに必要な財源の確保をわれわれはやつておるわけでござりますけれども、その場合における給与費、地方財政計画の給与費というものは国家公務員並みの財源手当でしかしていいわけでありまして、マクロ的に見れば特に高い給料に応じた財源措置をしておるということはないんだということなどをよく説明をするわけでございます。

しかし、そういう場合でも、しかばなぜその給与費がそれだけの財源措置以上にあるのかという質問を受けるわけでございまして、これは一般財源の中でそれをの自治体がそれぞのの立場に回つてその判断をしてやつておられることがありますから、乖離が出ることは事実であるわけであると、いろいろなことを申し上げますと、結果的にはほんの仕事をやめてそつちの方へ、給料の方へ金が回つておるんじやないかというふうなことがよく指摘されている。そういう動向などを見ておりますと、いろいろな議論の中で、端的にどうもやつぱり地方は樂ぢやないかという疑問を抱かしておるのではないかと私としては感じておるわけでございます。

○伊藤郁男君 そこで、これに関連して具体的にお伺いをしておきますが、昨年の行革委員会で私も質問をしたんですが、例の給与勧告に関連いたしまして、鳥取県のような場合、非常にその地域の民間と比べても県の職員の給与というのには五万幾らも高い、異常に高いじゃないか。にもかかわらず、国の勧告に準じてまた昨年度給与の引き上げを行おうとしている——まだ行わない前ですが。そういうことについて、安孫子前自治大臣にこれをどう指導するんだと、こういうよう私質問をしたんですが、安孫子前自治大臣は、これはもう鳥取県の当局とよく相談をしてできるだけ是正するように相談をしてみますと、こういうように明言をされたんですが、それはその後自治体としてそういうことを行ったのかどうか御説明をいただきたい。

○政府委員(大嶋孝君) ただいまの行革委員会、

私も出ておりまして、その席で当時の安孫子自治大臣から指示を受けました。それに基づきまして、

鳥取県の知事、これ実は私自治省で同期でござい

ますけれども、知事にも特に、行革委員会でこう

いう話が出たと、それで、自治大臣としてはちゃんと地元の方へ伝えるようにといつてあります。

したということを知事及び総務部長にお伝えをし

たわけでございます。

給与改定につきましては、国家公務員につきま

す人事院勧告の一部の抑制措置といいますか、と

いうのがとられたことに準じまして、鳥取県にお

いても国とほぼ同様の措置をとって給与改定をし

たというふうに私記憶しております。

○伊藤郁男君 結局、これは自治体が独自で決め

ることだということは、原則はわかるんですが、

これだけさまざまな批判を浴びている。しかもそ

れに対して自治省として強力な指導をしていくん

だという方向でずっときておるわけですから、も、いまお話を聞きますように、実際は相談をして

もなかなか是正されていかないと、こういう実態

だと私は思っていますね。

そこで、さらにこの問題に関連をしてお伺いを

しておくんですが、地方公務員の給与の適正化の一環として、第二臨調の答申を踏まえて、自治省としては昨年事務次官通達なども発しまして、そして給与や期末手当、あるいは退職手当、そういう公表をしろということまで文書をつけて指導をしておられるわけですが、その結果、公表の実施状況というものはどういう状況になつておるか御説明いただきます。

○政府委員(大嶋孝君) この公表された結果につきまして、一月の下旬に実は調査票を各地方団体に出しておりまして、その中で公表の実施され

た時期それから手段、そういうものにつきまして現在調査を進めておるところでございます。し

たがいまして、全団体の状況はまだ把握をできていませんけれども、都道府県それから指定都市

にありますては、現在までのところ、すでにほとんどの団体が公表を行つておるというふうに理解をいたしております。一部実施されていないところもあるかと思ひます。

○伊藤郁男君 それで、一部実施されていないところがあるというんですが、その実施されていないところに対しまして、自治省としては今後ど

うような指導をしていくつもりなのかお伺いをします。

○政府委員(大嶋孝君) 先生御案内のおとおり、この職員給与の公表といつたものは、これは職員の

給与が地域住民の租税の負担によつて賄われてお

るわけでございまして、したがいまして、その実態

といつたことは、原則はわかるんですが、これが確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな

ります公表の様式ないしその記載要領といったもの

を示しまして、住民が理解し比較しやすいよう

に、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較

しながら行うよう指導してきたわけですが

いますが、現在のところ、いま申し上げましたよ

うに十分にその実態を把握しておられませんが、確

かに住民の方にとつてはわかりにくいというよ

う声も新聞いております。したがいまして、この中

身にさらに工夫を加えるかどうかといつことは、

調査をした段階でもう一度考えてみたいと思つて

おります。

それから広報の手段でございますが、これは確

かに御指摘のとおり、あるいは公の方であつたり

あるいは広く知らせる方であつたりいろんな手段

をとつております。私どもとしては、できれば広く

知らせる方でやつてもいいというのが内心

であるとおもふのでありますね。

○伊藤郁男君 それでは、まずその公表の中身でござりますけれども、私どもとしては、基準とな</p

ていることは明確にはつきりわからないんですね。ここまでやらなければ、やつたところもあるけれども、やらなかつたところもある。中身はしかもばらばらだ。いいところもある、悪いところもある。悪いところなんというのは、ただ数字を羅列しただけで何が何だかわからないという方向でやっている。こういう実態についてどう思いますか。そして、この実態を自治省としては正確に把握をして、これからこういう問題についてどうやつていこうとしているのか明らかにしてもらいたいんです。こういう、親切に内容を明らかにしたところは、住民もよくわかつた、それで電話もたくさんいって、ああ、こういうことだったかということで、大変反響があつた。こういうわけですから、せっかく一步前進のところへきたわけですから、さらにこれをもう一步前進させてこの問題に取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしよう。

○政府委員(大嶋孝君) 給与の公表というの

は、住民にわかつていたら、そこで理解と納得を得

ていたら、あるいは、理解と納得が得られない

場合には議会の審議に反映する場合もこれはいろ

いろとあります。そういう趣旨でございます

ので、私どもとしては、公表に当たりましてはで

きるだけ親切に、わかりやすく公表してもらいたいといふふうに思つております。まさに御指摘の

とおり、今後ともそういう努力を続けてまいり

たいと、このように考えております。

○伊藤郁男君 これはやつぱり、單に努力をする

とかなんというのじゃなくて、本当に真剣に考

えてやつていただかなければならぬと思うわけで

す。

そこで、また別の観点から御質問をしておきた

いんですが、都道府県や指定都市は人事委員会を設けておりますが、この人事委員会なるものが、先ほども議論がありましたけれども、実態として

人事委員会の機能を発揮しておるのかどうか。国

の人事院の勧告が出る、まあ国と整合性をとら

にやいかぬという、これは一項目としてあるわけ

ですから、それを見ながら地方が後で出すということです。が、実態をいろいろ調べてみると、国の勧告どおりにそのまま勧告する。先ほどの鳥取の例じゃありませんけれども、その地域の民間の動向なんというものは余り考へないんですね。ストレートにそのまま人事委員会の勧告として提示をする。これでは私は何も人事委員会がなくたって、國の人事院に委託して勧告を出してもらえればそれ

でいいわけですね。そういう実態にある。機能と

いうものが十分に働いていないではないか、こう

いうふうに思つんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(大嶋孝君) 申し上げるまでもなく、

人事委員会といいますのは、地方公務員法に定め

ます給与決定原則、それに基づきまして、専門的

であり、またかつ公正な判断によります給与の報

告あるいは勧告、そういうものを行ふべく設置

された機関でございまして、そういう意味から

人事委員会の存在というものは私どもは重要なも

のであらうと思つております。

そこで、人事委員会が給与の勧告をするに当た

りますと、人事委員会といいますのは、地方公務員

と指定都市は人事委員会を設置しなきゃならぬ

ということになつております。それから、十五

万人以上はどちらかといふことでござりますが、

仙台市が人事委員会を設けておるというふうに理

解をいたしております。

○政府委員(大嶋孝君) 御案内のように、都道府

県と指定都市は人事委員会を設置しなきゃならぬ

ということになつております。それから、十五

万人以上はどちらかといふことでござりますが、

仙台市が人事委員会を設けておるというふうに理

解をいたしております。

○伊藤郁男君 そうすると、仙台以外の市は公平

委員会でやつてある。給与の勧告は實際はそれは

公平委員会だからですね。人事委員会といふ

ものが仙台市しか設けられていない、あとは全部

公平委員会だと。これはどういうところに原因が

あるんですか。ほかの市は設けないという理由は。

○政府委員(大嶋孝君) 一般的に申し上げます

と、都道府県と指定都市で人事委員会を必置とい

く下さい、それから、目標とすべきその団体の給与

水準というのをまず一つ明確にしてくださいと

いったようなことを人事委員会の事務局長会議等

を通じましてお願いをしておるところでございま

す。今後とも、人事委員会がその本来の機能を十

分に發揮しましてその団体の給与制度、それから

運用におきまして問題とすべき事項があればそ

れは的確に指摘するといつたような姿勢をとるよう

にいろいろと申し上げていきたいと、このように

考えておるところでござります。

○伊藤郁男君 では、人事委員会と公平委員会と

あるわけですね。しかも、五十万でもう指定都市

規模近くになつたところもある。そういうふうに

どんどん大きくなつてゐるわけですね。それが八

十万だ何だということになれば、市 자체が一つの

県並みくらいに大都市圏ではふくれ上がりてきて

いる。こういう実態に合わせて、公平委員会、人

事委員会どちらを選択してもいいんだということ

ではなくて、規模がある一定より大きくなつたら

県並みくらいに大都市圏ではふくれ上がりてきて

いる。こういう実態に合わせて、公平委員会、人

事委員会どちらを選択してもいいんだということ

は公平の問題、そういったものを担当しておると

いうところでございます。

○伊藤郁男君 そこで、十五万人以上の市につい

ては人事委員会か公平委員会、どちらでもいいか

選択して設けると、こういうふうになつてゐる

んですけど、十五万人以上の市で人事委員会を設け

ておるところはどこですか。幾つあるんですか。

○伊藤郁男君 そうすると、仙台以外の市は公平

委員会でやつてある。給与の勧告は実際はそれは

公平委員会だからですね。人事委員会といふ

ものが仙台市しか設けられていない、あとは全部

公平委員会だと。これはどういうところに原因が

あるんですか。ほかの市は設けないという理由は。

○政府委員(大嶋孝君) 一般的に申し上げます

と、都道府県と指定都市で人事委員会を必置とい

く下さい、それから、目標とすべきその団体の給与

水準というのをまず一つ明確にしてくださいと

いったようなことを人事委員会の事務局長会議等

を通じましてお願いをしておるところでございま

す。今後とも、人事委員会がその本来の機能を十

分に發揮しましてその団体の給与制度、それから

運用におきまして問題とすべき事項があればそ

れは的確に指摘するといつたような姿勢をとるよう

にいろいろと申し上げていきたいと、このように

考えておるところでござります。

○伊藤郁男君 よくわからないのですが、たとえ

ば二十万以上の市は四十二ありますね。三十万以

上は二十、四十万以上は十六、五十万以上は八つ

あります。

○伊藤郁男君 よくわからないのですが、この権能はどういうことなのか、教えてください。

○説明員(小林惇君) テクノポリス構想という

のは、一言で申し上げますと、産業、学術、それ

から住まいの機能、そういう三機能を有機的に結合いたしまして、かつ地域の伝統を生かしながら新しいコミュニティづくりを行おうという構想でございます。その場合に産業とは技術先端的な産業というものを目指しておりまして、電子でござりますとか機械でございますとか、そういうたった先端技術を生かしました産業群を誘致をしようという考え方でございます。

全体の実現の時期といたしましては一九九〇年を目指しておりますが、これから十年がかりと申せば、そのテクノポリスの位置づけてございますけれども、人口二十万以上の都市を母都市といたしまして、これと一体的な生活圏を形成し得る地域に設置いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

テクノポリスの広がりといたしましては、考え方はいろいろございますけれども、八百ヘクタールあるいは千ヘクタールというような広がりを考えるわけでございます。

○伊藤都男君 それで、そのテクノポリス構想の基本的な発想なんですねけれども、IC産業だとかコンピューターだとかロボットとか、いまきわめて急成長に发展しつつある産業であって、しかも技術がもう日進月歩、きょう開発したものがあつて古くなるという、しかもこれは国の経済から考えてもこういう産業を发展させていくという、これはもう頭脳的なのですから日本人に特に合つてゐるんですね。こういうものを发展させるために、そういう集約的な都市というのですか、そういうものをつくつて、そこを基盤にして技術開発をやる、生産もやる。そしてそれを日本産業全体に波及効果を及ぼすという考え方のもとでこのテクノポリス構想というものが出でてきたのか、それとも、そういう産業を地方に誘致して地方を发展させ、地域開発の一つの、まあたとえばそこに人が定住するようにする、そういうためにやつたのか、大体通産の発想ですから恐らく私は前者だと思うんですが、その基本的な発想をまずお伺いした

い。

○説明員(小林惇君) 先生御指摘の点、どちらか

ということです。これは基本的に三全総の人口の地方定住のための施策の各論

の一つであるというふうにわれわれは位置づけて考えておる次第でございます。

地方定住の方式にはいろいろな方式が考えられ

るわけでございますけれども、基本的に雇用機会というものが地元になればなりませんので、雇用機会を地元に創造するということを通じて人

口の地方定住を図るという考え方でございます。

それを通じまして地域経済の自立化をいたしたい

という考え方でございます。

先生御指摘になりましたけれども、当然産業界

がこれから技術開発を行い、それから国際競争に打ちかかるために種々の努力をしていかなければいけないわけでございますけれども、そういった技

術立国の地方の拠点づくりという考え方方は当然背

景にはあるわけでございますけれども、私もは

あくまでも地域開発、あるいは人口の地方定住と

いうものを第一義に考えたいというふうに認識し

ておる次第でございます。

○伊藤都男君 そういう考え方のもとで出発をさ

れているようですねけれども、そういうことになると、結局、通産の構想が一つ出て、そういう新し

い都市をつくっていくことになると、もう

これは建設省や国土庁やあるいは自治省もかむん

であります。どういう基準でその二十候補地というの

でした。それには何かやっぱり基準があると思うんで

すね。私も昨年の委員会で質問したことがあるん

ですが、その当時は、基準づくりはこれから二

十地域を選んで調査地域とした。この二十地域に

した。それには何かやっぱり基準があると思うんで

すね。私が選んだのは、二十候補地の中から二十にしほつた次第でございます。

産省の政策手段といいますか、在来の発想だけでは処理し切れない面が多々出てますということ

はわれわれよく認識しておる次第でございまして、そういう過程で各省にもそいつた案をお示

しをして協力を願つということを考えておる次第でございます。

○伊藤都男君 そこで、このような都市をつくりたいと希望してきた地域というか、県や市はどのくらいあつたんですか。

○伊藤都男君 約四十カ所でございます。

○伊藤都男君 四十が希望してきたその中から二十地域を選んで調査地域とした。この二十地域に

した。それには何かやっぱり基準があると思うんで

すね。私も昨年の委員会で質問したことがあるん

ですが、その当時は、基準づくりはこれから二

十地域を選んで調査地域とした。この二十地域に

した。それには何かやっぱり基準があると思うんで

すね。私が選んだのは、二十候補地の中から二十にしほつた次第でございまして、ある点において

たとえば土地のアベイラビリティーといいます

の条件がそれぞれそろつてあるところを選んだ

のか、それとも、三つのうち二つ条件があればい

いと考えて選んだのか、この辺どうなんですかね。

○伊藤都男君 その二十の地域ですね、これは三

つの条件がそれぞれそろつてあるところを選んだ

のか、それとも、三つのうち二つ条件があればい

いと考えて選んだのか、この辺どうなんですかね。

○伊藤都男君 その二十の地域ですね、これは三

つの条件がそれぞれそろつてあるところを選んだ

のか、それとも、三つのうち二つ条件があればい

いと考えて選んだのか、この辺どうなんですかね。

○伊藤都男君 その二十の地域ですね、これは三

つの条件がそれぞれそろつてあるところを選んだ

のか、それとも、三つのうち二つ条件があればい

ども、新しい都市を開発するための可能性のある地点が現実にあるかどうかということを考えたわけでございます。

これらの三つの点を総合判断いたしまして、現

実可能性のある地点ということで調査対象地域を二十にしほつた次第でござります。

○伊藤都男君 その二十の地域ですね、これは三

つの条件がそれぞれそろつてあるところを選んだ

のか、それとも、三つのうち二つ条件があればい

いと考えて選んだのか、この辺どうなんですかね。

○説明員(小林惇君) 先生いま御指摘いただき

ましたように、こういう構想実現のためには、通

それから第二に、当然のことですけれども、

クノボリスのモデルをつくり、それを他の地域に及ぼすという考え方であつたかと理解しておりますが、それとも、こういった構想を部内で検討している段階で、テクノボリスというものの考え方につきまして幾つかのタイプというものの可能性性といふものがあるのではないかというふうに考えてまいりました。次第でござります。

二号を完成させたい、こういう考え方ではなかつたかと思うんですが、それは考え方が途中で変わつたんでしょうか。

レシード和とものなしにしては五十六年既に基本構想を二十の地点から出していただきまして、そのうちのすぐれたものを次年度、五十七年に開発構想に移行していくだくという考え方を堅持しておる次第でござります。

○伊藤郁男君 テクノポリス構想というのは、きわめて構想としては魅力があるんですよ。

一つは、ここにもありますように、「伝統と自然

に限らないのではないかというふうに考えた次第でございます。したがいまして、調査対象地域としては特にこの段階で一つにしほる必要はないのではないかというふうに考えた次第でござります。

最初やへはり一ヵ所にモニル地域をつくるという考えだったんだから、私は、五ヵ所くらい選んで、その中から一つを選ぶというのが常識的な判断だと思うんですが、これが二十に広がってしまった。これは自治省にも御見解をお伺いしたいんですが、これが、後でも申し上げまされども、大変な問題を起こしているんですね。もう一つ、当初の基本的な考え方をお聞きしたいのですが、通産省の当初の構想としては、五十六年度から三年間、国と地方自治体が連携をとりながら開発構想づくりを進める。そして、五十九年度に全国の候補地点の中から一、二地域、先ほどのモデル地域一か二を選んで、そしてそれをテクノポリス都市建設の地域として指定をして、そして指定を受けた地域については、地域振興整備公団が土地造成などの都市の基盤を整備をしていく。そういうことをやりながら、一方で企業や研究所の誘致を進めて、先ほど言いました、九九年ですか、六十五年度にはテクノポリス第一号か

のできる文化の香り高い「まち」である。」四番目は、「人が誇りを持って働き、生命の羽ばたきの聞こえる活力に溢れる「まち」である。」第五番目は、「世界に開がれ、異文明が交錯し、調和する「まち」である。」こういう町をつくろう。これは非常に魅力があるんですよ。

だから地方は、こういう構想が出たから、それはもう地域開発のためにおれの方にこれをつくりたいと、本当に過熱状態で希望がわんさと来た。こういうことではないかと思うんですがね。そして、こういう過熱した状況の中で、指定をされた二十地域では、自分たちの方に本格的な指定を受けていたために独自で予算を組んで、今年度は千五百億とか、来年度は三千億とか、地方自治体自身が予算を組んで構想をさらに前進させようと考えているわけですね。このことが私は問題になると思うんですよ。

事実指定を受けた二十候補地、その全部が本格的なものになればいいんですよ。最終的には、非

常に国の財政が厳しい折——地方の受けとめ方は、候補地になって指定を受けた以上は国からどうぞりとそのための補助金や何かが入ってくると、今までの地域開発のやり方と同じようなものが来ると、こう考へてゐるわけです。ここが問題なんですが、そういう方向にいくんですか、これは。指定をした場合に、国からあらゆる補助が行つて、道路づくりから、学校づくりから、さまざまなことをやっていく。しかも構想によれば、そういうような五万都市の真ん中に一万一千名くらいの先端企業を誘致する、その周囲には工科大学を設置する、そして高等専門学校も設ける、そつとして潤いのあるまちづくり、国際人もたくさん来るし、しかも国際人は頭脳的に非常に神経を使う仕事だからそういうものがゆつたりとそこで歎談ができるようなそういうものもつくる、あるいは頭を使つた労働者がふらつと入つていく一杯飲み屋、赤ちようちんのような店もつくらなければならぬ、いろいろさまざまな構想が出てゐるんですよ。構想が。それを地方はそのまま受け取つて、そうして、その都市づくりのためには国から相当のものが来るぞ、この期待感が将来大変な罪づくりになる。そういうところが地方自治体の地方自治、地域の破滅にも通ずる可能性もあるんですよ。この辺のところを自治省はどう考えておられるか、この構想に対しても。いままで調査段階だから知らぬ顔しているかもしませんが、そんなものじやないですよ。いまの二十の地域というのには、だから、それをどのように考えておられるのか、自治省の見解をお伺いします。

もできておりない段階でござりますので、自治省として現在まだ非常に流動的な状況でございますので、自治省としての考え方を明らかにする段階ではございませんけれども、非常に重要な問題でございますので、今後通産省と、情報を得ながら対応をしてまいりたいと考えております。

○伊藤郁男君 それと、これは函館市の場合ですがれども、私が言いましたように、そういう指定候補地になつた、そのためにもう基本構想を地元で固めなければならぬということで予算千五百万から二千万計上、さらには五十七年度から五十八年度にかけては開発構想、そのための予算三千万から四千万、こういうことで市の段階で提起をされ、それがもし実行されていつて独自に土地を先買ひして、さあ来てくださいと待つているというような状況になつたときに、それが実際は企業もきやしない、途中で計画がつぶれてしまつた、まあこれは夢だけ与えて最終的には国の財政負担もとてもいやないができないから、これはもうこの構想は終わりだ、こうなつたときに、一体だれが責任をとるか、重大な問題だと私は思うんですよ。これ、政務次官ちよどおられるから、どうで

（政府委員）各説一考　たゞいまいぞいとお
話がございましたけれども、いまお話しになります
したような問題につきましても、私も各地でそう
いうお話を聞いておるわけでござります。しかし、
通産省なりどの省でも同じでございますが、國の
方が構想を立て、その構想を地方とタイアップし
たしまして成功させるためには、やはり地方の盛
り上がる力ということも十分われわれは勘案しな
きやならぬと思っております。しかし、それがい
ま御指摘のようにどうも地方ばかり燃え上がつて
いるような感じもいたしまして、そういう点では
やはり通産省の方も今後のあり方について再度御
検討をいただきたいと思つておりますけれども、
（自）自治省いたしましては、現時点では審議官が先
ほど説明しましたようなことでございまして
きょう自治省の立場をこれ以上申し上げることは

ちょっとむずかしいかと思つております。

○伊藤郁男君 それで、これは政府自身、通産の考え方は変わつてきているんですね、実際は。

こういう財政事情ですからね、從来の開発のような計画で国がこつそり持つてくるというようなことはできない。したがつて、できれば地方団体と企業とが相談をして、構想ができるたらそれを都市づくりのためにおまえたち責任を持ってやるようしてくれよ、國はそんなに金も出せないし、関与できませんよ、こういう方向に変わつてきていいんですよ。ところが、地方自治体はそう受けとめていいんですよ、地方自治体は。

それと、問題はこの二十の指定地域、候補地に指定されたところはもう土地投機が行われて、土地がべらぼうに上がっているんですよ。これは新聞の報道するところによるのですけれども、これも皮肉まじりで書いておるので、たとえば浜松市の中に三方原といふところがあるんですが、

「風林火山」ならぬ「売り出し中」の赤旗が林立しました」というわけです。そして、この三方原といふのが建設予定地になつてきています。だから、候補地の指定前に比べて三〇%から四〇%土地が高くなつたといふんですね。それはもう、これは全部そうです。これは魅力ある都市づくりですからね。しかも、地方の受けとめ方は、それによって金が入つてくる。もしそこに企業が来れば住民も定着して、しかも先端企業ですから、急成長の企業ですから、これはもう金も入つてくる、こういうことですから非常に魅力がある。こういうような派生的な問題が起つてきています。

これは自治省としてよど考へて、通産とよく相談をしてもらつて、自治省の考え方として、やっぱり地方の候補地になつたところに対してもよく説明をしてあげないと、土地の値段は上がる、そして将来どうなるかわからぬ不安定の中で金はつぎ込む、こうしたことですから、非常に地方自治団

体にとつては問題が多いと思うんです。そして、どうなるのだろうかと、不安もあると思うんですね。

○伊藤郁男君 どうなるのだろうかと、そういうことを、どういう改善命令を出したのか、中身を具体的にお知らせいただきたい。

○政府委員(石見隆三君) 所轄の署といたしましては、当該ホテルに対しまして年二回検査の都度不備事項を指摘し、あるいは四回にわたりまして文書で指導警告書を発しております。

○政府委員(小林悦夫君) 先ほど申し上げま

したように、現在は調査段階ということをございまして、まだ具体的な誘導策というものがはつきりしない、こういう情勢でございます。今後、段階に応じまして十分通産省と協議いたしまして、指導をいたしたいと存じております。

○伊藤郁男君 本当によろしく頼みますね。これは本当に将来大変な問題に私は發展をしてくる可能性がある。夢は夢として非常にりっぱで、これはもう全国各地にこういうものができればいいですよ。日本の産業の発展のためにも、これはもう私はどこかで実現をさしてほしいんですけど、なかなかそういうような状況にいきそうもない気もしますし、ひとつよろしく頼みます。

あと、時間がありませんので、ホテル・ニュージャパンの問題について若干建設省と消防庁の関係に御質問をしておきます。

○政府委員(石見隆三君) あのホテルは東京消防庁麹町消防署の管轄でございます。

○伊藤郁男君 そこで、これ私視察に行つたときにお聞きをしたんですが、消防署からさまざま

善命令の具体的にどういうところをどのように改善をしたらいかと、いうことを、どういう改善命令を出したのか、中身を具体的にお知らせいただきたい。

○政府委員(石見隆三君) この悪質ということは指導をしてほしいと思うんですよ。だから、よほど慎重によく説明をして、そして、地方自治団体がこのことによって破産状態に陥らないように私は指導致をしてほしいと思うんですよ。

○政府委員(小林悦夫君) 先ほど申し上げましたように、私は、つくつてほしいけれども、それがなかなかないまのところではいけないということになれば、そんな過熱の状態にあるものを何とか説明をし、実情をよく説明をしながら、そういうものを慣習に進めるように指導してほしいんですが、どうです。見解を承りたいと思います。

○政府委員(小林悦夫君) 先ほど申し上げましたように、現在は調査段階ということでございまして、まだ具体的な誘導策というものがはつきりしませんが、四百七件がすべてこれいわゆる悪質ということはちょっと言いにくいかと存じます。本当に悪質と申しますか、なかなか指導警告に従わないところと、よくわかっているけれどもなかなかちょっと資金がなくて待つてほしいということ、ないしは日ごろの

防火管理体制に不備があるということをいろいろとその時期時期に指摘をし、その改善方を要請しておりますが、一番最終的に去年の九月十日に出しました法十七条の四の規定に基づきまして文書で指導警告書を発しております。

○伊藤郁男君 先ほどは、いろいろなところにさまで、まだ具体的な誘導策というものがはつきりしませんが、四百七件と申しますが、いまおっしゃるスプリンクラーと防煙設備ですか、それだけを直せと言つただけということになりますと、私は、あれだけの欠陥だけのところですかね、問題があると思うんですが、本当にそれだけを直せと言つただけということになります。

○政府委員(石見隆三君) 文書によって改善指示を、措置命令をかけましたのは以上でございましたが、前段申し上げましたように検査の時期あるいはその他機会を通じまして消防署として確知をいたしております。

○伊藤郁男君 その点については深く追及はいたしませんが、消防法第五条及び第十七条に言う措置命令ですね。これは五十六年度はどの程度全国的に見て発しておるのか、実態をお伺いします。

○政府委員(石見隆三君) 五十六年中の資料が

理解していいんですか。

○伊藤郁男君 そうすると、悪質なホテル、旅館の中身でございますが、四百七件がすべてこれいわゆる悪質ということはちょっと言いにくいかと存じます。本当に悪質と申しますか、なかなか指導警告に従わないところと、よくわかっているけれどもなかなかちょっと資金がなくて待つてほしいということ、非常に誠意を持つてやっておりませんけれどもどうしてもできない。しかし、消防機関としてはやはり消防法違反というようなことを確認いたしますれば措置命令を発したといふことを確認いたしますれば措置命令を発したといふことを確認いたしますけれどもどうしてもできない。しかし、消防機関としてはやはり消防法違反といふことを主な中身にいたしております。

○伊藤郁男君 それでは、悪質なものとして、措置命令に違反する、いわゆる罰則適用ですね、それが前段申し上げましたように検査の時期あるいは他の機会を通じまして消防署として確知をいたしておられます。いわゆる法に基づきます防火対象物に対しましては措置命令を発し得ますので、すべてホテルではございませんが、ホテルも含めて四百七件ということになります。

○政府委員(石見隆三君) ただいま申し上げました四百七件ということはホテルばかりではございません、他の防火対象物ももちろん含まれておる。いわゆる法に基づきます防火対象物に対しましては措置命令を発し得ますので、すべてホテルではございませんが、ホテルも含めて四百七件

ということになります。

○伊藤郁男君 この措置命令を発しますと、それにつきましてはやはり改修工事をやらなければならぬものでありますから、改修工事のためには一定の猶予期間を置いてやる、それで、その際、猶予期間を置いておる。いわゆる法に基づきます防火対象物に対しましては措置命令を発し得ますので、すべてホテルではございませんが、ホテルも含めて四百七件

ということになります。

○伊藤郁男君 その点については深く追及はいたしませんが、消防法第五条及び第十七条に言う措置命令ですね。これは五十六年度はどの程度全国的に見て発しておるのか、実態をお伺いします。

○政府委員(石見隆三君) 五十六年中の資料が

ちょうどまだ未整備でございますが、五十五年中の資料について御説明申し上げますと、五条あるいは十七条の四の規定によりまして全国消防機関が発しました措置命令は合計四百七件でございました。

○伊藤郁男君 だから、私の聞いているのは、そういうように命令に従わないものにつきましては公表する、あるいはまた、状況に応じましては告発をするというような段階に相なるわけでございます。

○伊藤郁男君 だから、私の聞いているのは、それに従つてない、それに対する罰則適用ですかね、要するに違反者として。それが何件あるか

と、こういうことです。

○政府委員(石見隆三君) 告発したものはいまのところはございません。

○伊藤郁男君 だから結局消防署は、火事の場合でもそうですが、もう措置命令を出した、猶予期間も置く、猶予期間が過ぎても一向に改善されない、改善しようとしたやさきに火事であれだけの犠牲者が出ると、こういう繰り返しをやっているわけですよ。川治温泉の教訓というものが結局生かされていない。法律があつて、措置命令を出して、先ほど長官がおつしやつたが、従わなければどしどしこれを適用するよう指導していくんだといつて命令を出したようですけれども、それはもうゼロなんですね、これは。違反者がゼロで火災が出るわけでしょう。それで犠牲者があれだけ出るでしょう。これはやっぱり強力な指導を本格的にやつてもらわぬと過ちを二度三度繰り返すんじやないかと思うんですか。

○政府委員(石見隆三君) 私は、先生のただいまの御指摘ごもつともだと存じます。実は、一昨年の川治プリンスホテルの火災以後、私ども昨年の一月にその後一齊調査をいたしまして、その結果も踏まえまして全国の消防機関に対しましては、

そのような悪質な対象物であつて措置命令に応じないものに対しましてはもう告発も辞さないといふ強い態度で臨むことを強く指導してまいりました

これで若干言いわけがましくなる向きもあるかと存じますが、いろいろと実態を聞いてまいります。

これは若干言いわけがましくなる向きもあるかと存じます。今度のホテル・ニュージャパンの場合もそのような傾向があつたわけでござりますけれども、改善命令を出す、あるいは措置命令を出しますと、改修計画を出してある程度やり出す。やりますが、いろいろと実態を聞いてまいります。

これは若干言いわけがましくなる向きもあるかと存じます。今度のホテル・ニュージャパンの場合もそのような傾向があつたわけでござりますけれども、改善命令を出す、あるいは措置命令を出しますと、改修計画を出してある程度やり出す。やりますが、やつてまたやめる。また警告を出す。そうするとまたしばらくやり出す。最後はしびれをちらして措置命令をかける。そうするとまたかなり進むといふふうなことで、現に改修計画を出して工事をやつておりますと、なかなかこれ告発という段階

に持つていきにくいというようなことで、言いわけがましくなりますが、やはりその辺の甘さがあつたのではないかということは、私ども厳しく反省しなきやならぬだろう。あるいはまた、そういう御批判は受けとめなきやならぬだろうと存じております。

前段申し上げましたように、今後はこのようないわゆる悪質な対象物に對しましてはちゅうちょすることなく措置命令をかけ、しかも措置命令に従わない場合には告発あるいはまたは公表ということも手をゆるることはならないということです。重ねて強く指導しております。今後ともそういう方向での努力を重ねてまいりたいというふうに存じておるところでござります。

○伊藤郁男君 それから、措置命令違反というのはかなり重いとおっしゃるけれども、私はこれまで軽いんじゃないかと思うんですね。これはもう命を預かる商売ですからね。それが違反をして幾ら改善命令出してもさっぱりそれをやらない。

本当に告発をしてもらいたいんですね。われわれが、あなた、命をなくすかわからぬというようなこんな状態じゃ大変だと思います。

だから、この命令違反者の罰則強化ですね。一年以下、二十万円じゃなくて、もっと量刑を高くして、そして告発をして、これは本当に告発をされれば大変なことになるぞと、そういう気持ちを営業者に植えつけなきやいかぬと思うんですが、どうなんでしょうね、その罰則強化の点は。これはどこの所管ですか。

○政府委員(石見隆三君) 措置命令違反に対しましては、現在最高刑懲役六ヶ月を含めましての罰則が付されておるわけでござります。私どももいたしましては、この消防法の措置命令違反に対する罰則をさらに強化するという点につきま

して、このような罰則強化が直ちに事故の減少につながるかどうかという点も一つの私は研究課題だらうというふうに存じております。ただその場

とのバランスもあるかと存じております。同時に、他の消防法以外の行政法規の中におきまして

いろんな措置命令をかけ得る規定が設けられております。その場合の他の行政法規の措置命令違反の罰則とのバランスという問題もあるうかと存じております。このよつた観点から、いまお示しの罰則強化ということにつきましては一つの研究課題であります。

申し上げましたよつて存じておりますが、いま申し上げましたよつて存じておりますが、いま申し上げましたよつて存じましては「一つの研究課題であります」というふうに存じております。

いずれにいたしましても、今後私どもいたしましては、前段申し上げましたように、このようないわゆる悪質な措置命令違反に対しましてはちゅうちょなく消防機関としては行動を起こすということを重ねて強く指導してまいりたいというふうに存じております。

いずれにいたしましても、今後私どもいたしましては、前段申し上げましたように、このようないわゆる悪質な措置命令違反に対しましてはちゅうちょなく消防機関としては行動を起こすということを重ねて強く指導してまいりたいというふうに存じております。

○伊藤郁男君 もう時間が来ましたから、最後に重ねて強く指導してまいりたいというふうに存じております。

○伊藤郁男君 もう時間が来ましたから、最後に重ねて強く指導してまいりたいというふうに存じております。

そこで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルというところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルというところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルといふところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいけれども、今度のようないわゆる登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなつたところは外国人がたくさん来ますね。

○説明員(高橋克彦君) 御説明申し上げます。ホテルの従業員の数が施設に応じまして適切かどうかということは一概に決めがたい問題でござります。たとえば、当該ホテルが宴会場、店舗あるいはその他の施設を多く構えているか、あるいは客室だけであるかといふうないろいろな条件がございまして、あるいはホテルの管理運営をするべき自社職員で行うか、あるいは清掃、洗濯、メイクベッド、警備等を外注するかといふうことなど、非常に従業員の数が決めづらいのでござりますけれども、外客の接遇上必要なサービスを提供すべきとしております。

○伊藤郁男君 もう時間が来ましたから、最後に重ねて強く指導してまいりたいというふうに存じております。

る、こういうことは検討できないでしようかね。これ、ひとつせひやつてもらいたいと思うんです。よ。今度のホテル・ニュージャパンの場合でも、夜間泊まつていたのが二十一名あつたけれども、正式な従業員はその中で十八名とか言っておられますけれども、そんなこともありますので、その点だけお伺いして終わりります。

○説明員(高橋克彦君) 御説明申し上げます。

ホテルの従業員の数が施設に応じまして適切かどうかということは一概に決めがたい問題でござります。たとえば、当該ホテルが宴会場、店舗あるいはその他の施設を多く構えているか、あるいは客室だけであるかといふうないろいろな条件がございまして、あるいはホテルの管理運営をするべき自社職員で行うか、あるいは清掃、洗濯、メイクベッド、警備等を外注するかといふうことなど、非常に従業員の数が決めづらいのでござりますけれども、外客の接遇上必要なサービスを提供すべきとしております。

○伊藤郁男君 もう時間が来ましたから、最後に重ねて強く指導してまいりたいというふうに存じております。

○伊藤郁男君 もう時間が来ましたから、最後に重ねて強く指導してまいりたいというふうに存じております。

○委員長(上條勝久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、亀長友義君及び小林国司君が委員を辞任され、その補欠として高木正明君及び大河原太一郎君が選任されました。

○美濃部亮吉君 自治大臣の先日の所信表明で、非常にりつぱなお言葉がございました。ちょっと申し上げますと、「私はかねてから民主政治の基礎は地方自治にあると確信しております。」といふお言葉がござります。さらに、「今後行政改革を進めるに当たっては」「自主的、自律的な地方行政を実現し、地方分権を推進することを基本的な方向とする必要があり」と申されております。これらは非常にりつぱなお言葉であると思いますけれども、こういうお言葉といいますか方針は、

単に自治大臣個人の方針ではなくして、政府の方針または自治省の方針あるいは臨時行政調査会の方針と、そういうふうに見ていいものでございましょうか。

○政府委員(谷洋一君) ただいまお話しがございましたし、自治大臣のおっしゃるとおりに自治省は考えております。

○美濃部亮吉君 そういたしますと、結局地方自治、地方分権というものは民主主義の柱である、そつしてそれは憲法もそう言っている、したがって、また、臨調も自治省も、それを目標として運営せられるべきであるということになると思うのです。そうしますと、日本という国が民主主義的に発展をしていくために、國とあるいは政府と地方自治体とは役割りがおのの違うんじゃないのか。その違うという点に地方自治というのがあるのではないかというふうに考えます。

というのは、國の政府といふのは外交であるとか国防であるとかあるいは貿易であるとか、そ

ういう国全体の民主主義的な運営ということに主眼は上下の関係にあるのではなくて、兩者は互いに異質の面を分担をし合つて、そうしてお互いにチェック・アンド・バランスを得て、そうして民主主義的な政治の運営がなされる。それをチェック・アンド・バランスと言っているのではないであろうか。

それではありますから、つまり地方自治体と國と

は上下の関係にあるのではなくて、兩者は互いに異質の面を分担をし合つて、そうしてお互いに

チェック・アンド・バランスを得て、そうして民

主主義的な社会を進展させていこうというのがつ

まり地方自治を尊重をする、地方分権を尊重する

という自治大臣のお言葉であり、そうしてまた、

民主主義的の政治の本質であると思うのでございま

すが、いかがでございましょうか。

○政府委員(小林悦夫君) 国と地方とは車の両

輪でございまして、国民福祉の向上と、その共通の

目標に向かいまして、それの機能と責任を分か

りますが、いかがでございまして、それは、

たとえば、政府の指導者である首相は間接選挙、

つまり、議員を選挙をして、そうして多数を占め

た政党から任命するという間接的なものである。

しかし、自治体の長はそうではないので、人民が

直接選挙をする。それはつまり、國の首相は國全

体のことを考へる、地方自治体の長は地域住民

のことを考へる、そういう役割りを負つてゐるこ

とが選挙の方法、一方は間接選挙であり、他方に

おいては直接選挙であるということにあらわれて

いるのであると思うのです。

そこで、つまり地方自治体においてはそういう

地域住民の幸せ、地域住民の利益を直接首長は代

りするものである、対立をするものであると思ひます。

○美濃部亮吉君 政務次官いかがでございますか。

一つの例を言つならば、自衛隊を、国防を、福祉及び教育の支出を削つてやること、これには國のために必要でございましょう。しかしながら、地方自治隊といいますか、國防の費用を削つてでも十分な杜会福祉をやつてほしいというふうに考へるのは普通であります。私が知事を十二年間やっておりました場合において、私が知事を十二年間やつてお

ります場合にも、私のやろうと思うことは多くの

チエック・アンド・バランス——國のインターネットとそれから地方自治体のインターネットは多くの

場合において整合をしない、対立をする。そこで互いにチェックし合つて、そうしてバランスを得

て、そうして民主主義的な政治の運営がなされる。

それをチェック・アンド・バランスと言っているのではないであろうか。

それではありますから、つまり地方自治体と國と

は上下の関係にあるのではなくて、兩者は互いに

チェック・アンド・バランスを得て、そうして民

主主義的な社会を進展させていこうというのがつ

まり地方自治を尊重する、地方分権を尊重する

という自治大臣のお言葉であり、そうしてまた、

民主主義的の政治の本質であると思うのでございま

すが、いかがでございましょうか。

○政府委員(谷洋一君) 多年の御経験に基づか

れましていろいろとお話をございましたけれども、國と地方が上下の関係でないということは

もつともなことでございまして、もつともなこと

とというよりも当然なことだと思つております。

しかし、地方と國が対立というふうなお話をございましたけれども、私は、單純に対立というふ

うには考へておりませんので、きょうのこの委員会におきましてもいろいろな御指摘を受けましたけれども、地方公務員の給与の問題でそれぞれ自

治省が強硬な態度にあるとか、あるいは制裁がどうだとか、こういうお話をございましたけれども、私どもは健全な自治体運営をしていただくために

はそれぞれ自治体においても考へていただきたい

ということを率直に申し上げておるわけでございまして、いま御質問のような単純な意味におきま

す対立というふうには考へておりません。

○政府委員(谷洋一君) お話をございました

○政府委員(谷洋一君) 私も、あらゆる場合に対立する

といふわけではないのでございまして、対立する

こともありますから、あることがある場合に

おいては当然である、そういうふうに申し上げたわけござります。

そうして、地方自治体と中央政府は異質の、何といいますか、民主主義的な

発展のためのそれぞれの面を分担をして、それは

おいては当然である、そういうふうに申し上げたわけござります。

曲げられそつになつてゐるといふことが言いたい
ために原則を申し上げたわけなのでござります。

きょうもたびたび問題になつておりますと、それに従わ
に、自治省が、東京都の給与、それを人事委員会
の決めましたとおりに実行することに対し異議
を唱えた。そして新聞によりますと、なれば地方交付税を減らすぞということを言つ
たということでございます。それは新聞のことで
ござりますから、うそであるかもしません。し
かしながら、私が自身で経験したこと申し上げ
ますと、ある次官が、おれは革新が嫌いだ、した
がつて美濃部も大嫌いだ、大いにいじめてやると
いうので、当然発行を許可すべき地方債の発行を
許可しないで、非常に困ったことがござります。
それも一つの実例でございまして、つまり、私は、
自治省は命令したりあるいは勧告したりする権利
はないんだ、そして、給与がもし高過ぎたらば
それは住民が訴えるべきであつて、住民があるい
は直接請求という形でもつて訴えるとか、あるいは
選挙において次にはそういう知事はやめさせる
とか、あるいは議員さんはかえるとか、つまり、
住民がその政策の変更を、何といいますか、この
方に行動をする。それは地方自治体においては幾
らでも方法があるわけなんです。
それですから、さつきから聞いておりますと、
世論がどうかこうかとおっしゃいますけれども、
その世論というのを一体何なのか。私は、地方自
治体における世論は地方自治体の住民の票であ
る。選挙を通じてやられることがある。それを自
治省がなされるというのは少し行き過ぎではない
であろうか。そういうふうに考へるので、それにつ
いて御意見を伺わせていただきます。

○政府委員(大崎孝君) 確かにお説の点はもつ
ともな点があることを私も認めます。
ただ、地方自治体、それはもちろん地方自治体
自分が判断をし、決断を下し、実行していく、こ
れが地方自治の本旨であろうと思ひます。ただ、
それはいかに世の中の批判がありましても、
だからそれでいいんだということではないと思ひ

ます。批判のあるところは必ず正すべきもの
は正す、みずから律するべきものは律する、これ
が私は地方自治の本旨でなからかと思います。

そういう意味合いにおきまして、現在高過ぎる給
与が非常に批判を受けておりますが、そういう現
在置かれておる実態というものを地方団体によく
理解をしていただくということが私たちの仕事で
あります。

○美濃部亮吉君 私は、本当に地方自治が確立さ
れるためには、財政の独立性、地方財政の独立性
ということがどうしても必要である。それが完全
に不完全な状況にあって、たびたび申し上げます
けれども、地方税というものは固有の財源としてあ
るけれども、これは全体の三割前後でございます。
それから交付税、これは三税の三・三・%ということ
が決められておりますけれども、これは一遍自治
省のふところに入りまして、それが配分されるわ
けでござります。その配分にも一定の法則がある
とはいながら、自治省の意思によってどうにで
も変わるものであり、それだからこそ交付税を減
らすぞと言つておどかすということも起つてく
るわけでござります。それからもう一つ大きいの
は補助金、補助金が大きいので、この補助金はど
うしても行革でやめていただくということが必要
で、それ以外に地方債の発行というのがあって、
地方債の発行は自治省の許可が要ります。

○委員長(上條勝久君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

認めて御異議ございませんか。

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを

願います。——別に御発言もないようですから、
これより直ちに採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成
の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上條勝久君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

○委員長(上條勝久君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(上條勝久君) 速記をとめてください。

私の質問を終ります。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめてください。
他に御発言もなければ、質疑は終局したものと

昭和五十七年三月二日印刷

昭和五十七年三月三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局